

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和4年度予算(案) 6,550百万円 (6,550百万円)】

【令和3年度補正予算(案) 1,500百万円の内数】

戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省CO₂化。
2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。
2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO₂化を支援するため、以下の補助を行う。

戸建住宅（注文・建売）において、ZEH の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定補助：55万円/戸
ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
、に系統連系対応型蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台）等
既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助（上限120万円/戸。
蓄電池、電気ヒートポンプ式給湯機への別途補助）

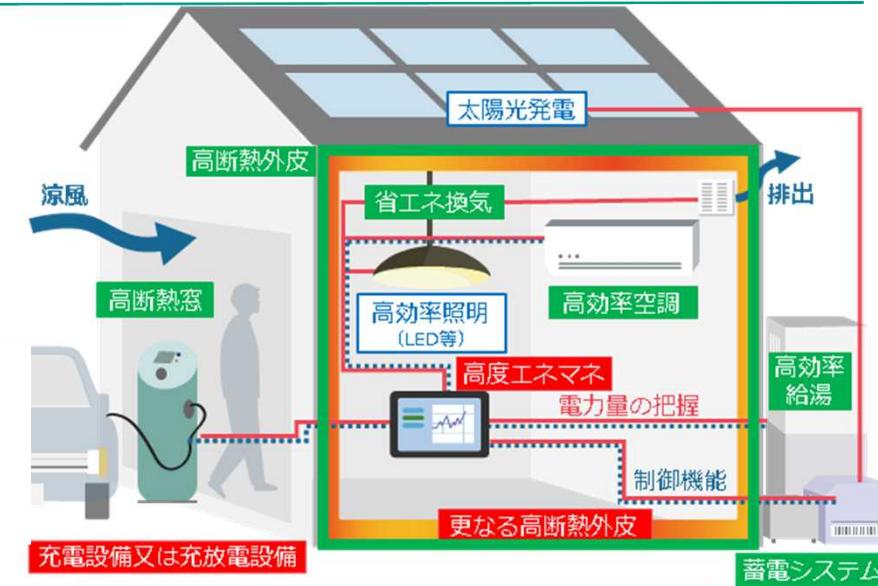
3. 事業スキーム

事業形態	間接補助事業
補助対象	民間事業者等
実施期間	令和3年度～令和7年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室

電話：0570-028-341

4. 補助対象の例



「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅です。

集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和4年度予算（案） 4,450百万円（4,450百万円）】
【令和3年度補正予算（案） 1,500百万円の内数】



集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省CO2化。
2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。
2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸

新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内

新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内

蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）、V2Hの導入等

既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸）

について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業

補助対象 民間事業者等

実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 補助対象の例

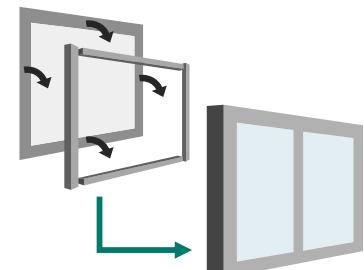
低層ZEH-M



中層ZEH-M



高層ZEH-M



蓄電池、CLT（Cross Laminated Timber；ひき板を繊維方向が直交するよう積層接着したパネル。同面積のコンクリートと比較して軽い、施工が早いといった特徴を有する。）

断熱窓への交換

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業



【令和4年度予算（案） 500百万円（328百万円）】

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（全国センター）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（地域センター）の調査・情報収集・提供・普及啓発・広報活動等を委託・補助により実施します。

1. 事業目的

地域や個人によって異なるライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指す。
経済界等各界・地方公共団体・NPO等の活動を後押しし、地域の特色に合った地球温暖化対策の拡大・定着、情報収集・事業者及び住民への啓発活動等を通じ、家庭・業務部門の効果的な温室効果ガス排出量の削減等に寄与する。

2. 事業内容

令和3年の通常国会で成立した地球温暖化対策推進法の一部改正により、地域センターの業務として「事業者向けの啓発・広報活動」が明記されたことを踏まえ、センターによる事業者の脱炭素化に向けた取組支援を促進する。

（1）全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

温対法第39条に基づき、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する方策や地球温暖化対策に関する調査研究、普及啓発・広報活動等に加え、地域における脱炭素経営の推進に関する地域センターを対象とした研修、指導、ガイドブックの提供等を実施する。

（2）地域における地球温暖化防止活動促進事業

温対法第38条に基づき、地域における日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する調査等に加え、地域の中小企業等の脱炭素化に向けて、関係団体との連携や事業者に対する啓発・支援等を実施する。

3. 事業スキーム

事業形態 （1）委託事業 （2）間接補助事業（補助率 9 / 10 ）

委託先/補助対象 （1）全国地球温暖化防止活動推進センター
（2）地域地球温暖化防止活動推進センター

実施期間 平成28年度～

お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 （03 - 5521 - 8341）

4. 事業イメージ

（1）全国センター 【委託先】環境省 全国センター

- ・日常生活実態調査
- ・優良事例等取組発信
- ・地域の事業者の脱炭素化を促進する
地域センター向け研修やガイドブック
提供等



地域センター向け研修

（2）地域センター

【補助対象 環境省 非営利法人 地域センター
補助率：9 / 10】

- ア．地域の住民及び事業者に対する啓発等
- ・地域における実態調査・情報分析等
- ・地域住民への啓発活動
- ・地域の脱炭素化の中核を担う主体
(自治体や経済団体)との連携構築
- ・地域の中小企業者対象の脱炭素
支援セミナー開催
- イ．地域の事業者の脱炭素化支援等



脱炭素支援セミナー



脱炭素化支援の例 (商店街・飲食店と連携)

ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業



【令和4年度予算（案） 600百万円（700百万円）】

国民が自ら積極的に脱炭素行動に動きだすためのライフスタイルイノベーションを起こします。

1. 事業目的

2030年46%削減、家庭部門66%削減の達成のため、温対計画別表に定量指標が位置付けられているクールビズ・ウォームビズ、家庭エコ診断、エコドライブ、カーシェアリング、食ロス削減等の具体的な対策を中心として、家庭部門の取組を着実に進める。2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素なライフスタイルへの変革を推進するため、IPCC・AR6を含めた気候変動に関する危機意識の醸成、日常生活において国民に求める具体的な行動、そうした行動を促進するためのツールの提供やインフルエンサーによる情報発信など、効果的な情報発信を行い、行動変容を実現する。

2. 事業内容

2030年家庭部門66%削減、脱炭素なライフスタイルへの変革促進のため、以下の事業を実施する。

(1) ナッジ手法の社会実装の促進

過去のナッジ事業により一定の効果が実証された下記のナッジ手法について、その社会実装を推進する。具体的には、自らの設定した温室効果ガス削減目標達成等に向け、ナッジ手法を活用し、消費者、社員等の行動変容に取り組もうとする企業・自治体等に対し支援を行うことにより、ナッジ手法の社会実装を拡大させる。

他の世帯のエネルギー使用実態や個別の省エネアドバイスを記載した省エネレポート、省エネ家電等の環境配慮型商品の購入や切り替えを促すウェブ広告や自治体リーフレット、ドライバーの運転に基づいたエコドライブのアドバイス、行動科学に基づいた参加体験型の環境教育プログラム、宅配便の再配達防止のための商品発送通知 等

(2) 脱炭素なライフスタイルへの変革に向けた情報発信

脱炭素なライフスタイル変革に向けた情報発信として、COOL CHOICE運営による危機意識醸成も含めた総合的な情報発信、日常生活における具体的な行動を国民に呼びかける「ゼロカーボンアクション30」の情報発信、個別診断に基づき対策を助言する「家庭エコ診断制度」、断熱リフォーム等を呼びかける「おうち快適化チャレンジ」、発信力の強い者が「脱炭素アンバサダー」となり率先行動を効果的に発信する等の取組を展開する。

3. 事業スキーム

事業形態

(1) 委託事業、間接補助事業

委託、補助対象

委託事業：民間企業・団体、補助事業：市区町村、民間企業・団体

実施期間

平成29年度

お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 (03-5521-8341)

4. 事業イメージ

ナッジ等の行動科学の知見等を活用した行動変容の促進

省エネレポートのイメージ



「COOL CHOICE」の推進（脱炭素型の製品買換え・サービスの利用など）



建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



【令和4年度予算（案）5,500百万円（6,000百万円）】

【令和3年度補正予算（案） 7,500百万円】

業務用施設のZEB化・省CO₂化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

2050年CN実現、そのための2030年46%減（'13比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO₂改修の普及拡大により脱炭素化を進める。

建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

（1）新築建築物のZEB化支援事業

レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

（2）既存建築物のZEB化支援事業

レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業

既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

（3）既存建築物における省CO₂改修支援事業（一部国土交通省連携）

（4）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業

（5）上下水道・ダム施設の省CO₂改修支援事業

（厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）

（1）及び（2）は、他のメニューに優先して採択
電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加点

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）

補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般

実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

（1）新築建築物のZEB化支援事業

レジリエンス強化型の新築建築物

ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



（2）既存建築物のZEB化支援事業

既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。



(1) 新築建築物のZEB化支援事業



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO₂排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件等（ ）：

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ・は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業 2 / 3 ~ 1 / 2 (上限5億円) 3 / 5 ~ 1 / 3 (上限5億円)

補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般

実施期間 令和2年度～令和5年度 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等
2,000m ² 未満	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ~ 10,000m ²	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(2) 既存建築物のZEB化支援事業



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るために、ストック対策が不可欠であり、CO₂削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(2) 既存建築物のZEB化支援事業

レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件等（ ）：

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（2 / 3（上限5億円））

補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般

実施期間 令和2年度～令和5年度 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB ZEB Ready	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB ZEB Ready	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～ 10,000m ²	地方公共団体 のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB ZEB Ready	地方公共団体 のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB ZEB Ready
10,000m ² 以上	地方公共団体 のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	地方公共団体 のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(3) 既存建築物における省CO₂改修支援事業



既存建築物の省CO₂改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

テナントビル、既存の業務用施設等の省CO₂改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO₂削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

(3) 既存建築物における省CO₂改修支援事業（一部国土交通省連携）

民間建築物等における省CO₂改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。

テナントビルの省CO₂改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO₂化を図る事業やフロア単位で省CO₂化を図る事業を支援。

、については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点

空き家等における省CO₂改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO₂化を図る事業に対し、省CO₂性の高い設備機器等の導入を支援。

省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（1/3）

補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般

実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
建築物を所有する民間企業等	CO ₂ 削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用（補助上限5,000万円）	・既存建築物において30%以上のCO ₂ 削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO ₂ 削減に寄与する省CO ₂ 改修費用（設備費等）（補助上限4,000万円）	・テナントビルにおいて20%以上のCO ₂ 削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
空き家等を所有する者	CO ₂ 削減に寄与する省CO ₂ 改修費用（設備費等）（補助上限なし）	・空き家等において15%以上のCO ₂ 削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業



国立公園内利用施設の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

1. 事業目的

国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化を促進し、CO₂排出量の大幅削減を目指す。

国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを目指す「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

2. 事業内容

（4）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業

国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボン・パーク」として地方公共団体の登録を呼びかけ中。国立公園利用施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO₂性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。

補助対象者：国立公園事業者（宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等）

補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設

補助対象経費：空調等省CO₂改修、高断熱化改修、再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、EV充放電設備導入等（設備費等。費用対効果で上限あり。） 太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。

補助対象要件：インバウンド対応（補助対象外）、15%以上のCO₂削減

3. 事業スキーム

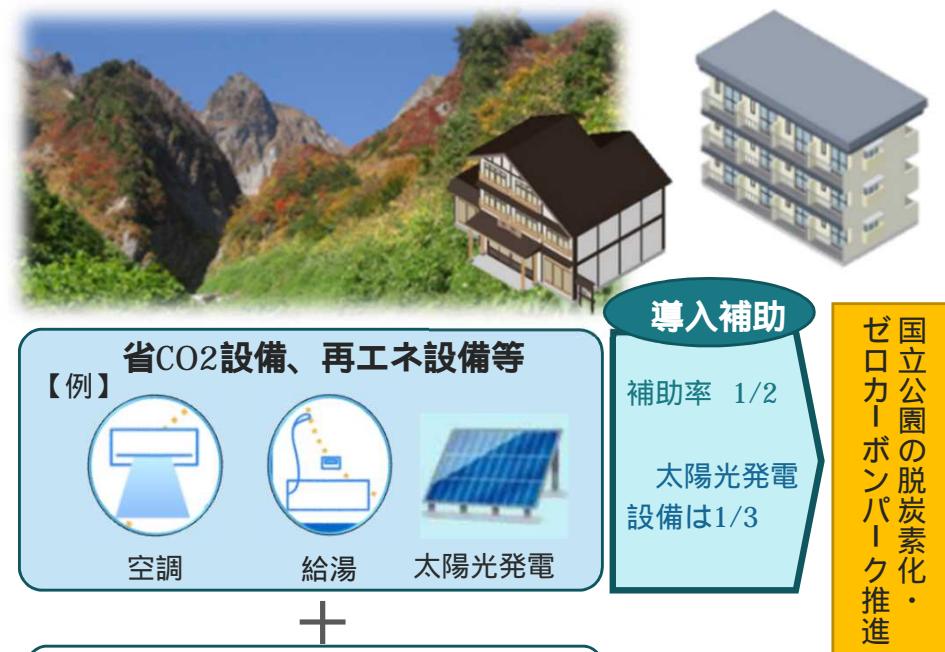
事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））

補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般

実施期間 平成30年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8278

4. 事業イメージ



2025年までに、国立公園の国内利用者・訪日外国人利用者数をコロナウイルスによる影響前までに回復



建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(5) 上下水道・ダム施設の省CO₂改修支援事業（厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）



上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設の省CO₂改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

上下水道施設（工業用水道施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備等の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO₂削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

(5) 上下水道・ダム施設の省CO₂改修支援事業

上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

補助対象経費：上下水道（工業用水道施設を含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備及び附帯設備、高効率設備やインバータなど省CO₂性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））

補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体等

実施期間 平成28年度～令和5年度

4. 事業イメージ



PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和4年度予算(案) 3,800百万円(5,000百万円)】
【令和3年度補正予算(案) 11,350百万円】



再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の大陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

(3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

1. オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業

(4) 平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業

(5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

(6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

*EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

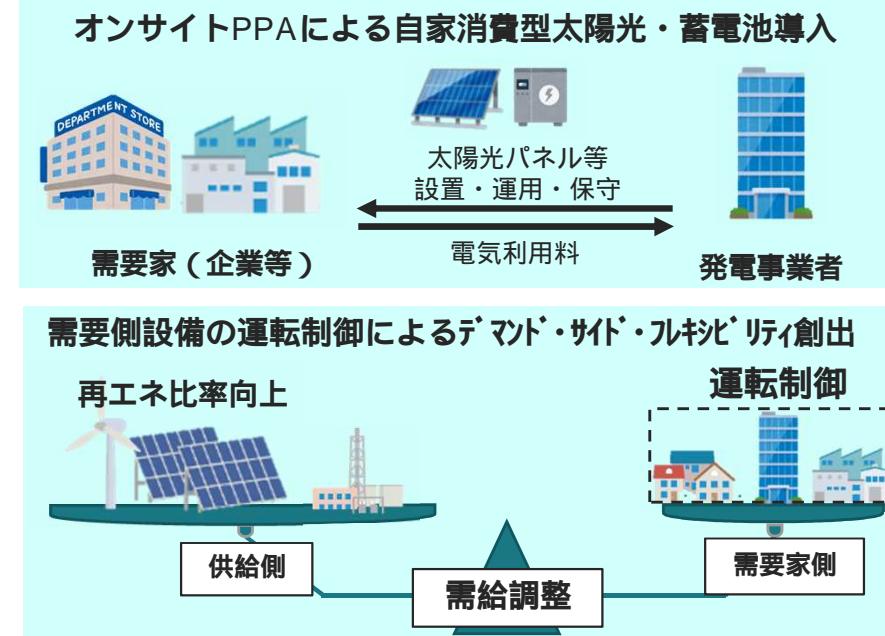
3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業(補助率: 3 / 4、2 / 3、1 / 2、1 / 3、定額) / 委託事業

委託・補助先 民間事業者・団体等

実施期間 (1)・(2)・(5)令和3年度～令和6年度、(3)・(4)・(6)令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ





地域の再エネポテンシャルの有効活用に向けて、新たな手法による再エネ導入と価格低減促進を図ります。

1. 事業目的

- 地域の再エネポтенシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電等の再エネ導入とその価格低減促進を図る。
- 本事業で得られた実施手法や施工方法等の知見を取りまとめて公表し、横展開を図る。

2. 事業内容

建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）

駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（ ）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）

営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（ ）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/3）

オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。

再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3）

再エネ熱利用や自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ発電（太陽光除く）について、コスト要件（ ）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う。

未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/2、1/3）

未利用熱利用・廃熱利用・燃料転換により熱利用の脱炭素化を図る取組について、コスト要件（ ）を満たす場合に、設備等導入支援を行う（燃料転換は新增設に限る）。

新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）

～の再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を取りまとめ公表し、横展開を図る。

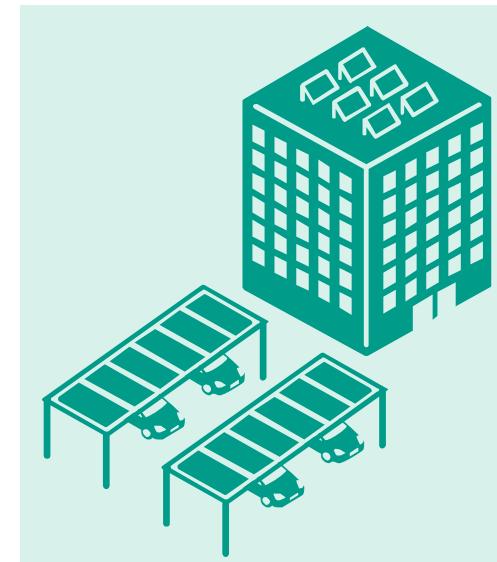
3. 事業スキーム

事業形態 ~ : 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2 ）
: 委託事業

委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

実施期間 令和3年度～令和6年度
令和4年度～令和6年度

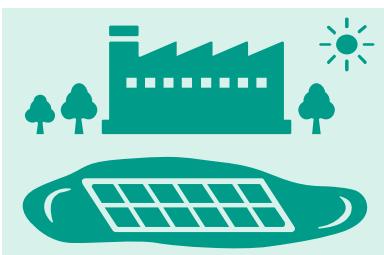
4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

コスト要件

: 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。

: 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- オンサイトPPAモデル等を活用した初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電設備や蓄電池の導入支援等を通じて、当該設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成、ひいては地域の脱炭素化と防災性の向上を目指す。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO₂削減に加え、停電時の電力使用による防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。本事業では、オンサイトPPA等により自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元する事業者等に対して支援を行うことで、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う（補助）

ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（太陽光発電設備 定額：4～5万円/kW（ ）、蓄電池 定額：5.5万円/kWh（家庭用）又は7万円/kWh（業務・産業用）（上限1.5億円））
委託事業 戸建住宅は、蓄電池とセット導入の場合に限り7万円/kW（PPA又はリース導入に限る。）

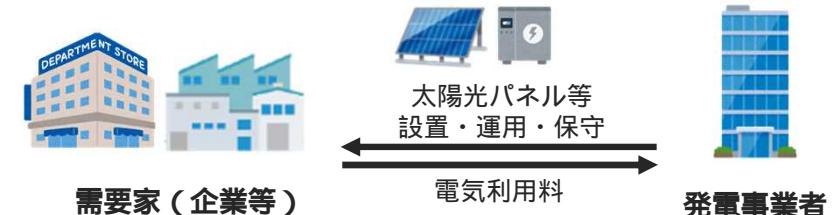
委託先及び補助対象 民間事業者・団体
実施期間 令和3年度～令和6年度

*新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。

*EV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額（業務用施設・産業用施設・集合住宅の場合）

	蓄電池無し			蓄電池有り		
	PPA	リース	購入	PPA	リース	購入
4万円/kW						
5万円/kW						

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) - 1 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業



デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

1. 事業目的

- 変動性再エネ（太陽光・風力）の普及拡大に必要となるデマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出に向け、オフサイトから運転制御が可能であり、平時のエネマネや省CO2化を行う需要側設備等の導入支援を行う。
- 再エネの出力抑制の低減のため、オフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等の導入支援を行う。

2. 事業内容

1. 太陽光や風力等の変動性再エネの主力電源化のためには、出力変動や予測誤差に応じて、需要側設備の電力需要等を遠隔で制御できる体制の構築が有効となる。本事業では、オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギー管理や省CO2化が図れる需要側設備等を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。（支援対象機器：実証段階のものを除き、実用段階のものに限る。）

オフサイトから運転制御可能な需要側の設備・システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能な充放電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池*、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線、熱導管等の導入を支援する。

*通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに從来車から買換えする場合に限る（上限あり）

*設備導入年度の終了後、少なくとも3年間、市場連動型の電力契約を結ぶ事業者について優先採択を行う。

再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

再エネ発電事業者における再エネ出力抑制の低減に資するために、出力抑制の制御をオンライン制御からオンライン制御に転換するための設備等導入を支援する。

3. 事業スキーム

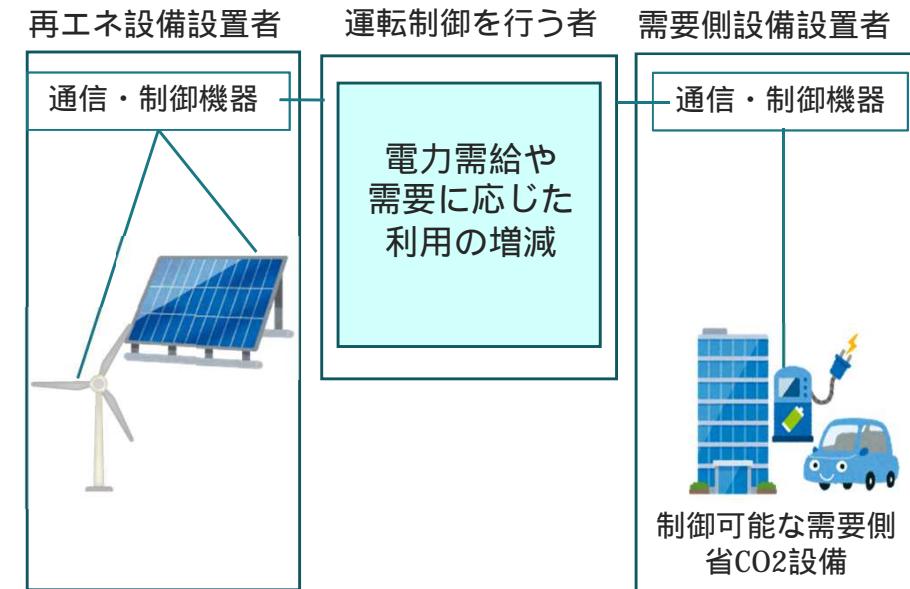
事業形態 間接補助事業 補助率 1 / 2 、 1 / 3 (一部上限あり)
(電気事業法上の離島は、補助率 1 / 2)

補助対象 民間事業者・団体等（設備設置者）

実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

オフサイトより運転制御可能な需要側設備や再エネ発電設備



PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) - 2 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業



再エネ設備や需要家側設備を遠隔にて群単位で管理・制御することにより、離島全体での再エネ自給率の向上を図ります。

1. 事業目的

- 離島において、再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率の向上を図る。

2. 事業内容

2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業

離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因により電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

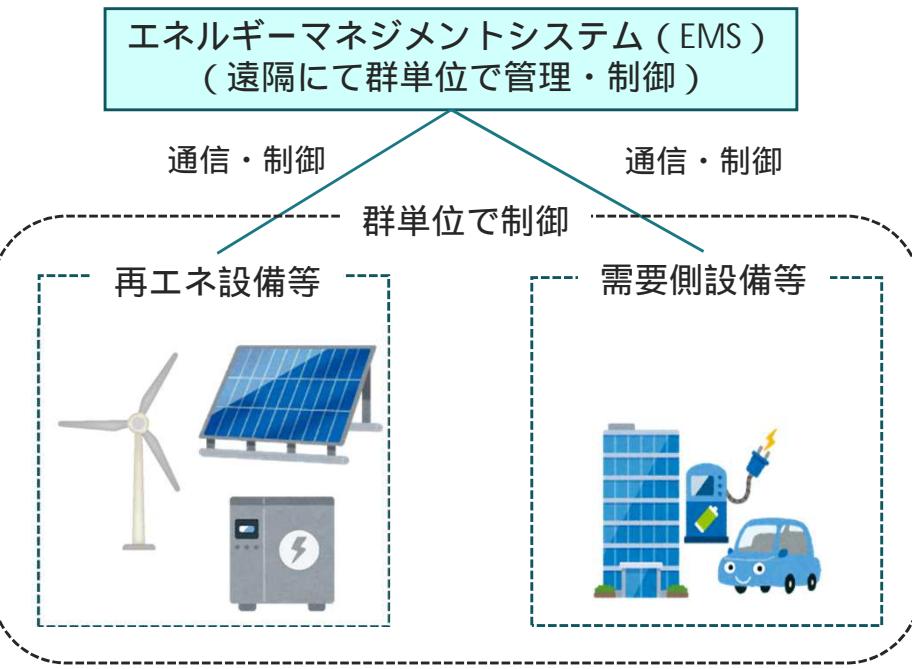
3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（計画策定：3 / 4（上限1,000万円）、設備等導入：2 / 3）（一部上限あり）

補助対象 民間事業者・団体等

実施期間 令和3年度～令和6年度

4. 事業イメージ



PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4)平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業



省CO₂と災害時の電力確保が可能となる直流給電による建物間電力融通に係る設備等の構築を支援します。

1. 事業目的

- 建物間での直流給電システム構築に係る設備等の導入により、平時の省CO₂と災害時の自立運転を両立するシステムを構築し、地域における再エネ主力化とレジリエンス強化を同時に推進する。

2. 事業内容

直流給電システムは、交流給電システムと比べて一般的に電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロス低減による省CO₂化が可能である。また、太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため、災害時等に停電が発生した際にも効率的に自立運転することができる。

このような直流給電システムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO₂を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

本事業では、複数の建物をつなぎ、直流給電システムを構築することで、一定エリア内で平時の省CO₂を図り、災害時に地域の避難拠点を形成等する事業者に対して計画策定や設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

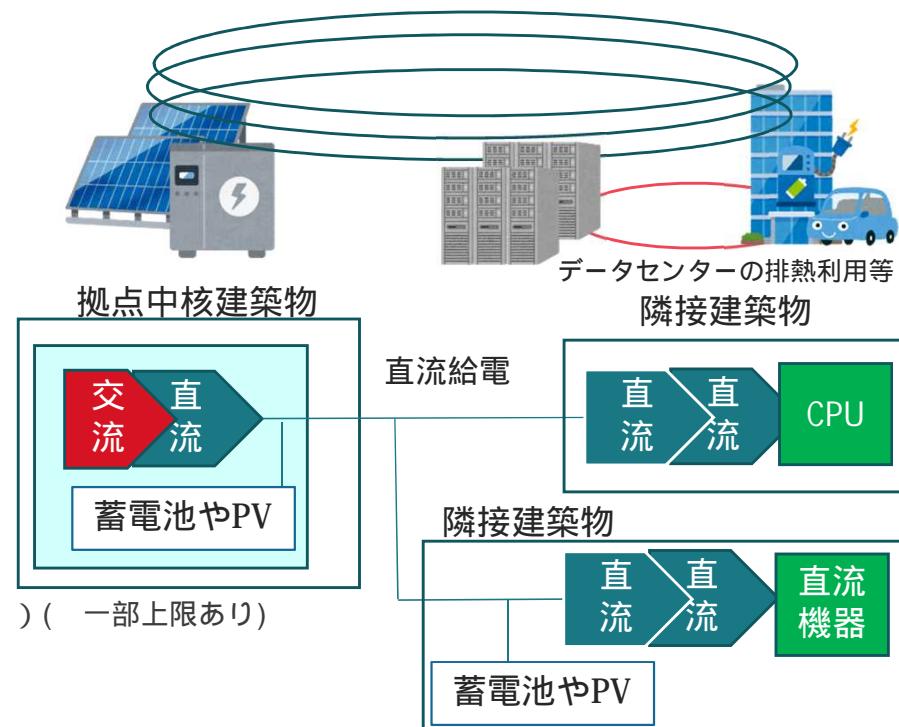
事業形態 間接補助事業（計画策定：3 / 4（上限1,000万円）、設備等導入：1 / 2

補助対象 民間事業者・団体等

実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

直流給電システムの構築



PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5) - 1 データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予見される。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月25日）では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけではなく、太陽光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待される（例：再エネ供給量が多い時には多大なタスクを実行）。さらに、再エネポテンシャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地（エッジDC含む）につながり、地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。

このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロエミッション化を目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開につなげていく。

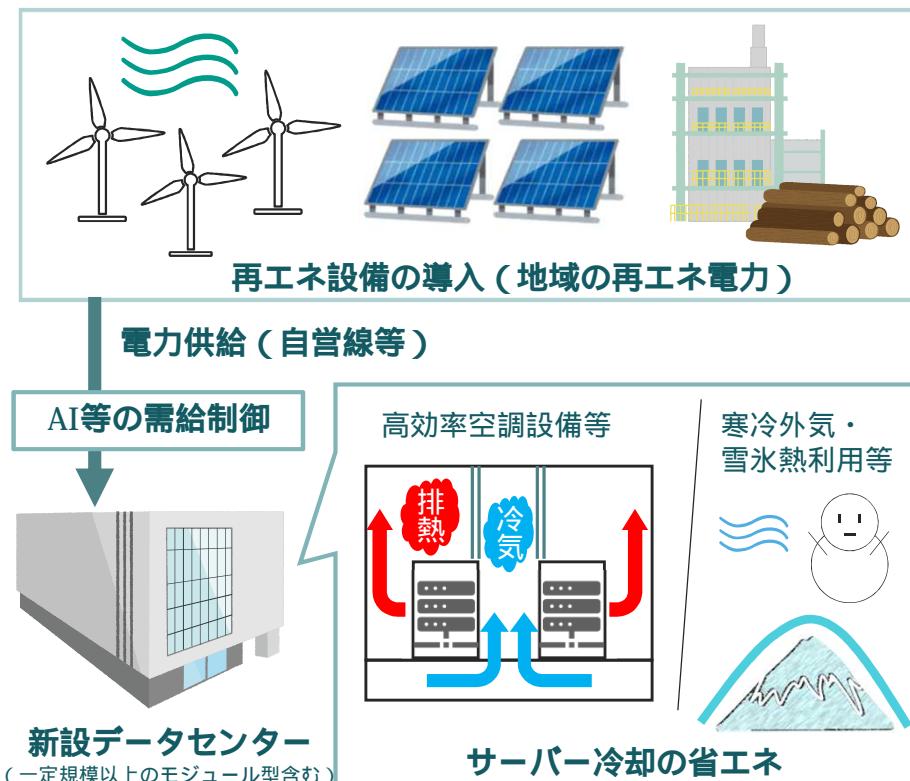
3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（補助率1/2）

委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

実施期間 令和3年度～令和6年度

4. 事業イメージ



PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5) - 2 データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予見される。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月25日）では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

既存データセンターの再エネ導入等による省CO₂改修促進事業

既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。

省CO₂型データセンターへのサーバー等移設促進事業

省CO₂性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、再エネ活用等により省CO₂性能が高い地方のデータセンターへの集約・移設を支援する。

地域再エネの効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業

省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターについて、設備等導入を支援する。

再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業

再エネ活用型データセンターの導入及び利用を促進する方策等の調査・検討を行う。

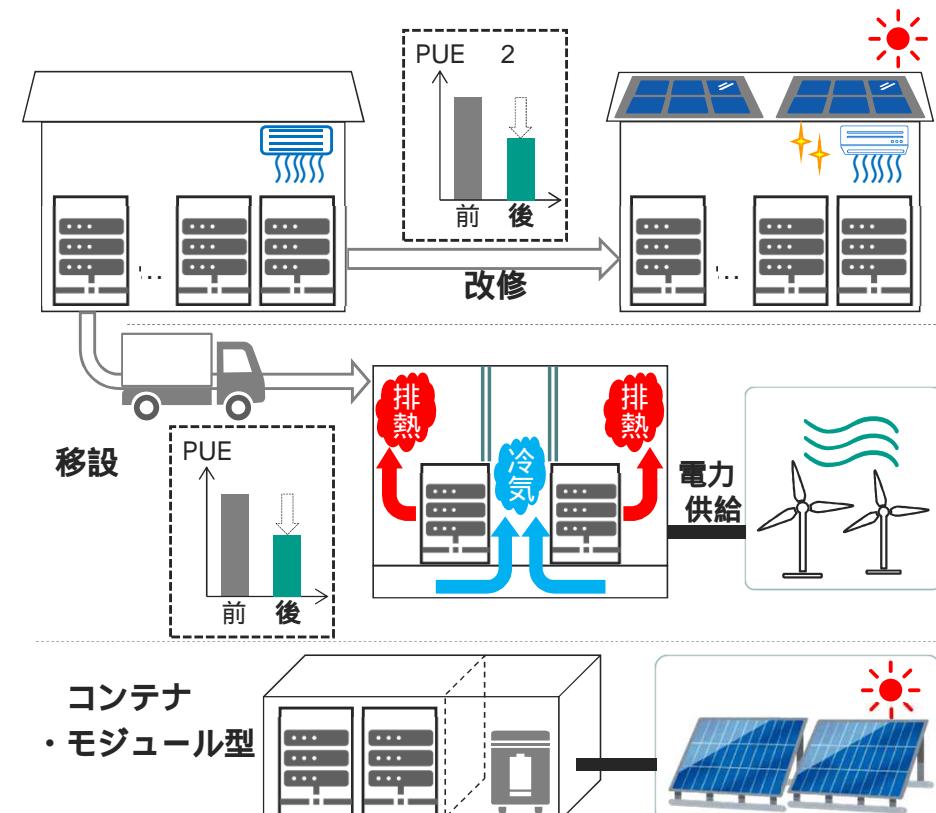
3. 事業スキーム

事業形態 ~ 間接補助事業（補助率1/2） 委託事業

委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

実施期間 令和3年度～令和6年度

4. 事業イメージ



2 Power Usage Effectiveness : データセンターの電力使用効率指標

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (6)公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業



再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

1. 事業目的

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくにあたっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要。また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギー管理の構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

令和4年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

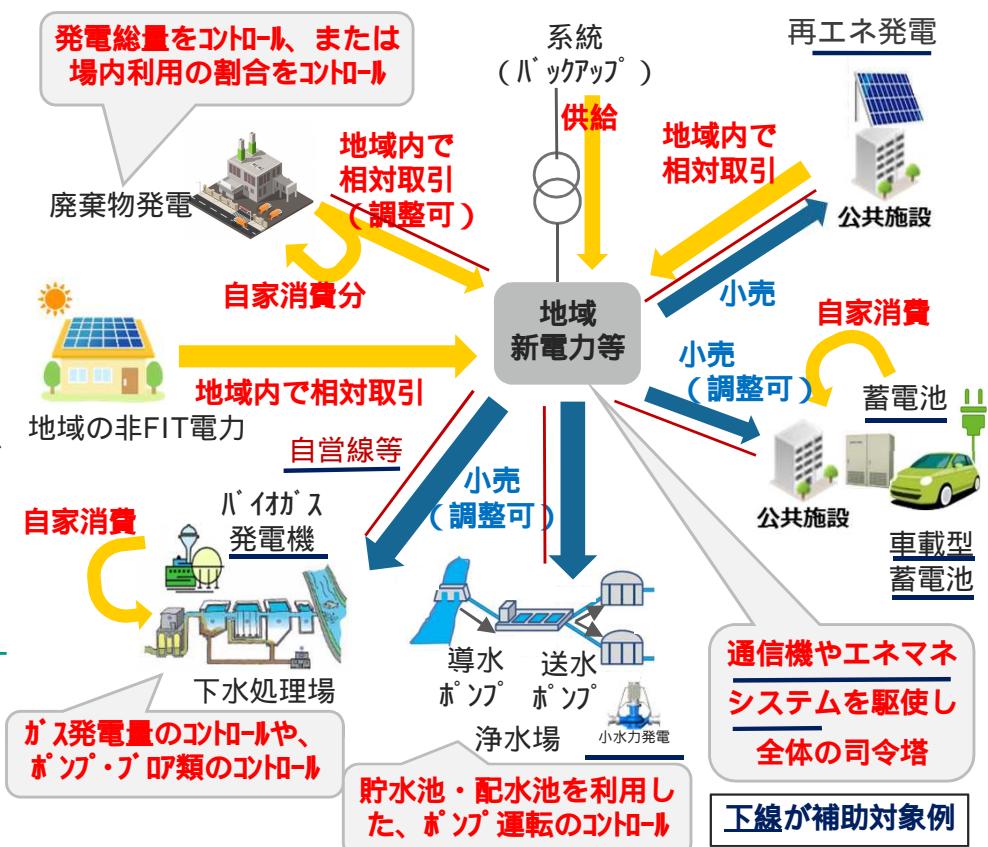
3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（補助率2/3）（一部上限あり）

委託・補助先 地方自治体・民間事業者等

実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ



脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（一部 経済産業省・国土交通省 連携事業）



【令和4年度予算（案） 5,500百万円（8,000百万円）】



2050年カーボンニュートラルの先導的モデルの創出により、ローカルSDGsの実現を目指します。

1. 事業目的

- ・ 地域の再エネ自給率最大化と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギー・システムの構築や、自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築に向けた取組等を支援する。
- ・ 2050年カーボンニュートラルに向けた先導的モデルの創出を通じて、地域の脱炭素化に加え、投資促進や雇用創出、防災性向上を図り、地域の多様な課題を同時解決するローカルSDGs（地域循環共生圏）を実現する。

2. 事業内容

（1）地域の自立・分散型エネルギー・システム構築支援事業

地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギー・システム構築支援事業
地産地消の自立・分散型エネルギー・システムに係る調査検討事業

屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル創出事業
（2）温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

（3）地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業
グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業
交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

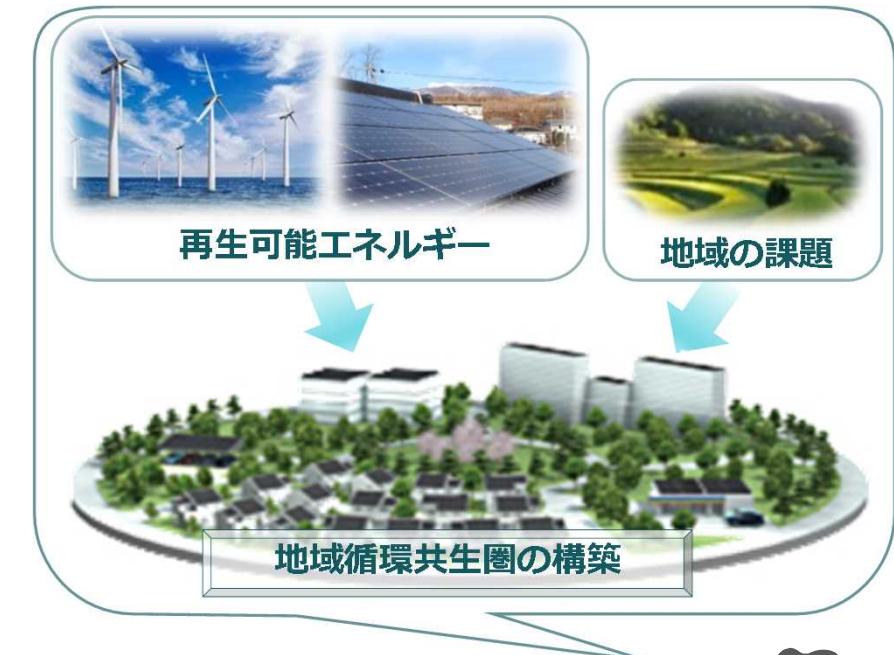
3. 事業スキーム

事業形態 委託事業 / 間接補助事業（3/4,2/3,1/2,1/3,1/4 一部上限あり。）

委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



脱炭素社会構築の支援



お問合せ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室：0570-028-341 自然環境局 自然環境整備課 温泉地保護利用推進室：03-5521-8280
水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、 (1) 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業



地域再エネを活用した地産地消の自立・分散型エネルギーシステムの構築等を支援します。

1. 事業目的

- 再エネ自給率最大化と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた先導的モデルを構築する。
- 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化により、地域の更なるCO₂削減と防災性の向上を実現する。

2. 事業内容

地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業（補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入2/3）

地方公共団体と民間事業者との共同により、地域の再エネ・蓄電池・自営線等を活用した、地産地消の自立・分散型エネルギーシステム構築のための計画策定や設備等導入に対して支援を行う。

地産地消の自立・分散型エネルギーシステムに係る調査検討事業（委託）

地域再エネを活用した地産地消の分散型エネルギーシステムの普及施策の検討や、補助事業に係る取組の評価検証等を行う。

屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業（委託／補助：補助率 計画策定3/4,スマート街路灯等設備等導入1/3,ソーラー街路灯等設備等導入1/4）

スマート街路灯等（通信ネットワーク化したLED街路灯等）又はソーラー街路灯等について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯等には環境センサーを取り付け、再エネを安定的に使い続けるために必要な日射量等の気象データを収集する。

* においてEVを購入により導入する場合については、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。（上限あり）

3. 事業スキーム

事業形態 委託事業・間接補助事業（3/4,2/3,1/3,1/4 一部上限あり）

委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、 (2) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業



地域固有の熱源である温泉熱等の利活用により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

1. 事業目的

- 温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルの好事例を形成するため、地域固有の熱源である温泉熱等を利活用して地域単位で発電や熱利用を行う設備を導入し、経済好循環と地域活性化促進を支援する。
- 温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入を支援し、温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。
- 温泉熱等の利活用を通じた脱炭素型温泉地の好事例を全国へ発信し、カーボンニュートラルな温泉地域づくりを促進する。

2. 事業内容

温泉は地域固有の熱源であり、多大なポテンシャルを有するものの、活用が進んでいない状況である。温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルを達成するには、地域資源である温泉を最大限活用することが重要であり、化石燃料の使用量やCO2排出量を削減するとともに、経済の好循環と地域活性化を生み出し、温泉地の脱炭素化が促進される。本事業では、地域固有の熱源である温泉熱等を利活用して地域単位で発電や熱利用を行い、脱炭素型温泉地の形成を支援することで地域の経済好循環と地域活性化を図ると共に、温泉供給設備更新時の省エネ設備導入の支援を行うことで温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。

温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対し計画策定、設備等導入支援を行う。（補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入2/3）
温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入、計画策定に対して支援を行う。（補助：補助率 計画策定3/4,改修事業1/2）
全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る（委託）

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（3/4,2/3,1/2）/ 委託事業

委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

実施期間 令和2年度～令和5年度

4. 事業イメージ



写真：富士化工(株)、新那須温泉供給(株)

お問合せ先： 自然環境局自然環境整備課 温泉地保護利用推進室 03-5521-8280

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、

(3) 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業



新たな地域モビリティの活用等により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

1. 事業目的

- 自動車CASE、グリーンスローモビリティ及びLRT・BRTの導入、鉄道事業等の省CO2化により、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

2. 事業内容

自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業（補助：補助率 計画策定

3/4,設備等導入1/2）

- 新たなライフスタイルに合わせた、電動モビリティのシェアリングサービス構築に必要な設備等の導入支援を行う。

グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業（委託／補助：補助率 車両等導入1/2）

- 地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティの導入に係る調査検討及び、グリーンスローモビリティの車両等の導入支援を行う。

交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（補助）

- マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。（補助率1/2）
- 鉄道事業等における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。（補助率 車両新造・改修（中小・公営・準大手等1/2）、回生電力（中小1/2、公営・準大手・JR(本州3社以外)等1/3、大手・JR本州3社1/4））

* においてEVを購入により導入する場合については、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の $1/2 \times 4$ 万円/kWhを補助する。（上限あり）

3. 事業スキーム

事業形態 委託事業 / 間接補助事業（3/4,1/2,1/3,1/4 一部上限あり）

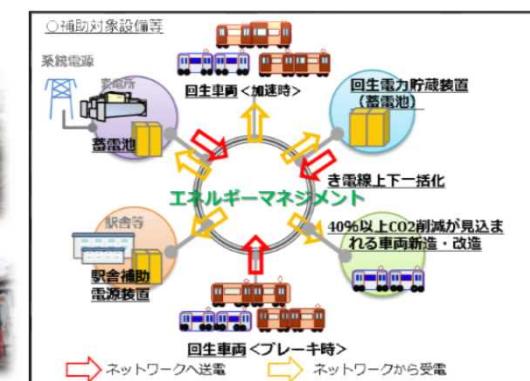
委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



グリーンスローモビリティ（）



LRT・BRT

鉄道事業等の省CO2化



【令和4年度予算（案）1,200百万円（1,200百万円）】

配送需要増加、防災性向上、地域資源である再エネ有効活用等の課題を同時解決する地域貢献型脱炭素物流モデルの構築を図ります。

1. 事業目的

- ・ 中小型トラック等地域の足であるモビリティ等、各用途に応じた車種に対してバッテリー交換式EV化開発/実証支援を行い、地域の脱炭素化×防災モデルの構築を目指す。
- ・ 地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素型物流モデル構築と物流拠点等の防災拠点化の同時実現を図るとともに、地域エネルギーのストレージインフラとしてバッテリーステーションを活用することで、モビリティ×エネルギーのセクターカップリング型ビジネスモデルの構築を目指す。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により需要増大が見込まれる宅配分野における脱炭素化を加速させる。

2. 事業内容

バッテリー交換式EV開発及び再エネ活用の組み合わせによるセクターカップリング実証事業・・・委託

バッテリー交換式EVの特性を活かせるユースケース毎（中小型トラック等）に開発支援及び実証事業を実施。

バッテリー交換式EV×再エネ活用セクターカップリング型ビジネスモデル検討（マスターplan策定）事業・・・補助（補助率3/4）

バッテリー交換式EVを活用し、再エネを活用したセクターカップリング型ビジネスモデルの検討（マスターplan策定）を支援。

地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業・・・補助（補助率1/2）

荷物宅配やフードデリバリー等のラストワンマイル配送等において、バッテリー交換式EVを導入し、再エネを活用しながら物流・配送拠点等をバッテリーステーション化し、地域の脱炭素化と防災性向上に資する新たな物流モデルの構築を支援。

3. 事業スキーム

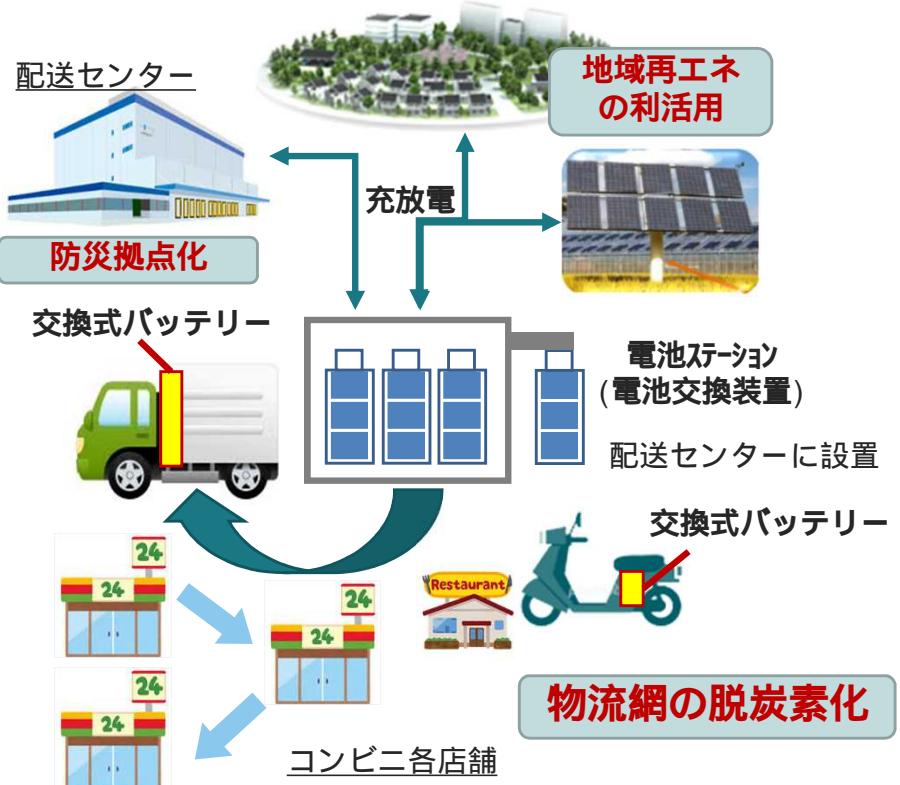
事業形態 委託、 間接補助事業（3/4、1/2）

委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体（については地域防災計画又は地方公共団体との防災に関する協定等必須）

実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

【地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業】



革新的な省CO2実現のための部材（GaN）や素材（CNF）の社会実装・普及展開加速化事業



【令和4年度予算（案） 3,800百万円（1,800百万円）】



環境省が実用化・製品化に向け実証してきた省CO2のための部材や素材の社会実装に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

これまで環境省が開発を主導してきた、窒化ガリウム（GaN）やセルロースナノファイバー（CNF）といった省CO2性能の高い革新的な部材や素材は、コロナ後の社会におけるAIやIoT等を活用したデジタル化の加速化や、地域資源の活用・循環を達成する上でもそれ重要度が高まっている。このため、これら部材・素材を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションを支援し、2030年までに社会実装を図りCO2排出量を大幅に削減することで2050年カーボンニュートラル社会・地域社会における経済効果を創出する。

2. 事業内容

これまで環境省が開発を主導してきた、省CO2性能の高い革新的な部材や素材のうち、GaNは半導体産業を含め、コロナ後のデジタル社会における一層の電化や遠隔化、効率化を達成し、省エネという意味でもその重要性は増している。また、昨今の国際的な半導体危機により製造体制の国内回帰・サプライチェーンの強化が急務。

CNFはサプライチェーンの見直しにより、地域資源の活用・循環を達成する上で重要性が増している。

このため、本事業ではこれら革新的な省CO2性能の高い部材・素材を活用し、実際の製品等への導入を図る事業者に対し、製品の早期実用化に向けたイノベーションを支援し、社会実装・普及展開の加速化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を実現するとともに、2050年カーボンニュートラル実現に向けたデジタル社会や地域社会における経済効果を創出する。

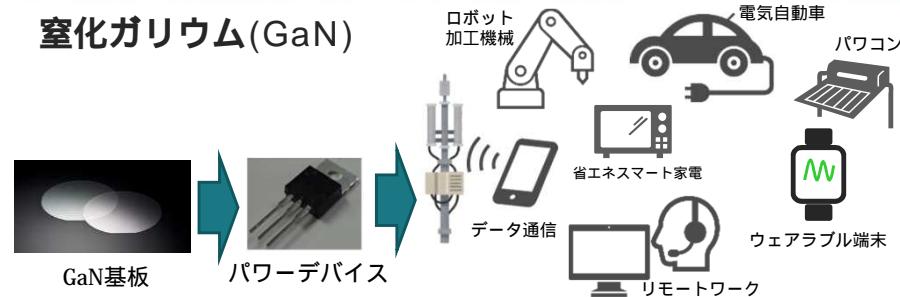
3. 事業スキーム

事業形態	委託、間接補助事業（補助率1/2）
委託、補助対象	民間事業者・団体等
実施期間	令和2年度～令和12年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

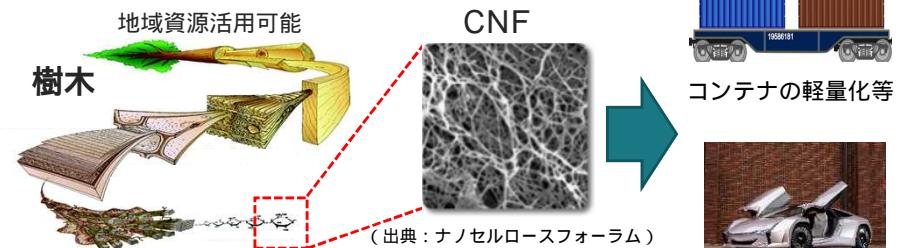
4. 事業イメージ

大電流・高耐圧パワーデバイスを活用した省CO2製品
窒化ガリウム（GaN）



デジタル社会における様々なデバイスに適用

新素材を活用した省CO2製品
セルロースナノファイバー（CNF）



CNFを活用した車両部材

（出典：M. Mitov in Soft Matter 2013, 13, 4176-4206
the original artwork by Mark Harrington, Copyright
University of Canterbury, 1996）

脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和4年度予算（案）6,580百万円（6,580百万円）】

脱炭素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域で再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用することを支援します。また、将来の水素社会を見据え、BCP活用など水素の特性を活かした事業を支援します。運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、モビリティへの水素活用を支援します。

2. 事業内容

（1）脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業

カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業…委託

既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業…委託

再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築事業…補助

事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業…補助

（2）水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業

水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業…委託・補助

水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業…補助

地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業…補助

3. 事業スキーム

事業形態 委託事業・補助事業（補助率：1/3, 1/2, 2/3）

委託先等 地方公共団体、民間事業者・団体等

実施期間 令和2年度～令和7年度

お問合せ先：（1）環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341
（2）環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-5521-8302

4. 事業イメージ



地域の再エネ等資源を活用し水素の特性を活かした事業を支援します。

1. 事業目的

- 地域の再エネ、インフラ等を活用し、低コストな水素サプライチェーンの構築とさらなる低コスト化につながる事業の構築を支援します。
- 水素の特性を活かし防災価値やその他環境価値顕在化により利活用や、再エネ由来等水素の本格導入を支援します。

2. 事業内容

カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証
や理解醸成となる情報発信等を行います。

既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS
事業/実証事業

地域の再エネや既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーン構築の
支援につながるFS調査や実証事業を行います。

再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギー構築事業
防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギー
システム構築の支援や、水素の需要拡大に繋がる設備導入支援を行います。

事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業
これまでの水素サプライチェーン実証事業による設備を運用することにより、
事業化に向けてより効果的な設備の活用・運用方策の検討・検証を行います。

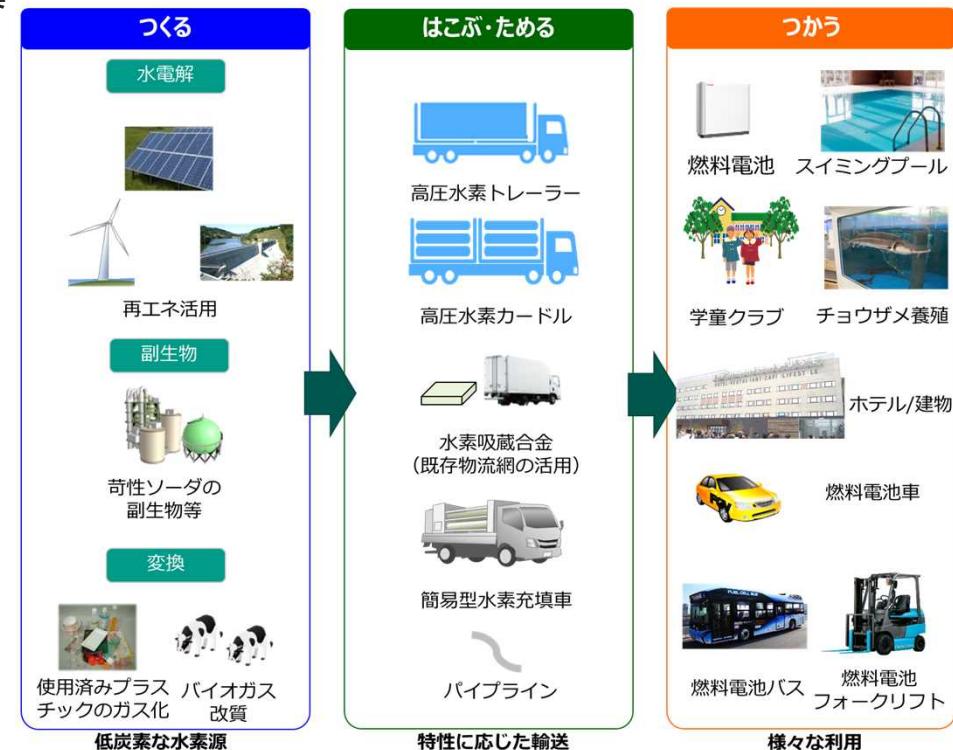
3. 事業スキーム

事業形態 委託事業、補助事業（補助率1/2、2/3、定額）

委託先等 地方公共団体、民間事業者、団体等

実施期間 令和4～7年度、令和2～7年度、令和4～5年度、
令和4～6年度

4. 事業イメージ



（2）水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業

運輸部門等の脱炭素化に向けた再エネ等由来水素の活用を推進します。

1. 事業目的

- ・水素内燃機関を活用した重量車両等の開発、実証を行う。
- ・水素社会の実現に向けて産業車両等の燃料電池化を促進する。
- ・再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

2. 事業内容

水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業

水素活用の選択肢を増やすため、重量車両・重機・農機等における水素内燃機関を活用した車両の開発、実証を行います。

水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

水素社会実現に向け、燃料電池バス等の導入を支援します。

地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業

燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援します。

3. 事業スキーム

事業形態

の一部 委託事業 の一部 補助事業（補助率：1/2）
補助事業（燃料電池バス…補助率：1/2（ただし、平成30年度までに導入した実績がある場合：1/3）、
燃料電池フォークリフト…補助率：エンジン車両との差額の1/2（ただし、導入実績がある場合：エンジン車両との差額の1/3）
補助事業（保守点検支援…補助率：2/3、
設備の高効率化改修支援（再エネ由來の設備改修等）…政令指定都市以外の市町村、資本金1000万円未満の民間企業：補助率2/3、上記以外の都道府県、政令指定都市、特別区、資本金1000万円以上の民間企業等：補助率1/2

委託先等

地方公共団体、民間事業者・団体等

実施期間

～ 令和3年度～令和6年度
令和3年度～令和7年度

4.

【水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業】

重量車両・重機・農機等の電動化が困難な車両について、水素内燃機関によるカーボンニュートラル化を検証する。



重量車両



重機



農機

$H_2 + \text{内燃機関} \rightarrow \text{カーボンニュートラル}$

【水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業】



燃料電池バス



燃料電池
フォークリフト

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



9

農林水産省

13

経済産業省

国土交通省

【令和4年度予算(案) 7,300百万円 (7,300百万円)】



先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入を支援します。

1. 事業目的

省エネに取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの省エネ化及び脱フロン化を推進。一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進。競争力強化により我が国メーカーの高効率先進機器を海外展開し、地球規模での環境対策へ寄与するとともに世界経済を牽引する。フロン排出抑制法の取組強化と相まったフロン排出の大幅削減。

2. 事業内容

業務用冷凍空調機器の冷媒には、特定フロン(HCFC)や代替フロン(HFC)が使用されているが、地球温暖化対策計画の目標達成のためには大幅な排出削減が必要。特に、我が国の温室効果ガス全体が削減傾向にある中でHFCは唯一増加傾向にあり、削減対策は急務である。

HCFCは2019年末にモントリオール議定書により生産全廃されており、HCFC機器の早期転換が必要。さらに、HFCは同議定書改正により、2036年までに85%分の生産及び消費の段階的削減が必要。

そのような中、HCFCやHFCを代替する技術である省エネ型自然冷媒機器の技術については、イニシャルコストが高く現時点で自立的導入には至っていない。

そのため、国民生活において重要な食の流通を支えるコールドチェーンに対して省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、脱フロン化・低炭素化を進めることが極めて重要であることから、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入を補助。

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業(補助率1/3)

補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

実施期間 平成29年度～令和4年度

4. 事業イメージ

【事業スキーム】



(注)省エネ型自然冷媒機器

フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの



<中央方式冷凍冷蔵機器>



<冷凍冷蔵ショーケース>

社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業（国土交通省連携事業）



【令和4年度予算（案） 800百万円（ 800百万円）】



社会課題と物流の脱炭素化の同時解決を図る先進的な設備の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、物流の脱炭素化に資する先進的な設備・システム導入を支援し、一定の需要を生み出すことにより、機器の低廉化を促進。
機器の自立的普及を目指し、物流のCO2排出量削減とともに人口減少・高齢化に伴う労働力不足、労働環境の改善、防災・減災や感染症流行時を踏まえた物流機能の維持等の課題解決を図り、社会変革を同時実現する。

2. 事業内容

（1）自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業

物流倉庫において、省人化・省エネ型機器と再生可能エネルギー設備の同時導入を支援。CO2排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や防災・減災対策、感染症流行時の物流機能の維持を同時実現。

（2）過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業

荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を支援。輸配送の効率化によるCO2排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や災害時、感染症流行時も含め持続可能な物流網の構築を同時実現。

（3）LNG燃料システム等導入促進事業

LNG燃料システム及び最新の省CO2機器を組合せた先進的な航行システムの実用化を支援。LNG燃料等を用いた先進技術によるCO2排出量の大幅削減とともに、低廉化や省力化による船員の労働環境改善等も同時実現。

3. 事業スキーム

事業形態 補助事業（1・2：間接、3：直接）

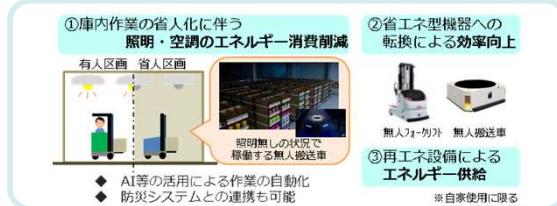
補助対象 民間事業者・団体

実施期間 令和2年度～令和7年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素物流推進室 電話：0570-028-341
地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

4. 事業イメージ

（1）自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業



一定規模以上の倉庫への横展開により倉庫業全体でCO2排出量
2030年46%削減

（2）過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業



ドローン物流への転換

過疎地域等の物流網維持と
物流脱炭素化による社会変革

（3）LNG燃料システム等導入促進事業



LNG燃料システム等の導入で、内航海運のCO2排出量
2030年3割削減

社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業のうち、 (1)自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）



物流施設における省エネ型省人化機器及び再生可能エネルギー設備等の同時導入を支援します。

1. 事業目的

業界全体における環境負荷削減の実現に向けて、補助事業実施による省人化・省エネ化の同時達成事例を創出・横展開することで自立型ゼロエネルギー倉庫モデルの普及を図る。
自動化機器・システム及び再生可能エネルギー設備等を同時導入することで、CO₂排出削減だけでなく、労働力不足対策、及び災害の発生や感染症の流行においても途切れることの無いサプライチェーンの構築等、地域課題の解決にも貢献する。

2. 事業内容

- 第45回地球温暖化対策推進本部（令和3年4月）において、2030年までに46%削減（2013年度比）を目指すとされたことから、更なる削減量の上積みが求められている。
- 一方、物流施設においては、設備等の老朽化に伴う施設内のエネルギー効率の低下や労働力不足を背景とした庫内作業の機械への転換が増工数につながることが懸念される。
- こうした中で、無人化に伴う照明等のエネルギー消費量の削減、省エネ型省人化機器への転換によるエネルギー効率の向上、再エネの導入を同時に使う事業について、その高額な初期コストを補助することにより、自立型ゼロエネルギー倉庫モデルを構築・展開し、約束草案達成に向けた物流施設における環境負荷低減を図る。

<補助対象>

物流施設における省エネ型省人化機器及び再生可能エネルギー設備等の同時導入を行う事業

3. 事業スキーム

事業形態	間接補助事業（補助率1/2）
補助対象	民間事業者・団体
実施期間	令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

● 物流施設全体におけるエネルギー消費構成



● 期待される省エネ効果

庫内作業の省人化に伴う
照明・空調のエネルギー消費削減



省エネ型機器への
転換による効率向上



再エネ設備による
エネルギー供給

自家使用に限る

社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業のうち、 (2) 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業（国土交通省連携事業）



過疎地域等におけるドローンを活用した物流実用化を支援します。

1. 事業目的

「環境基本計画」（平成30年4月17日閣議決定）及び「地球温暖化対策計画」（令和3年改定予定）等に基づき、既存物流手段による積載率の低い非効率な輸配送を無人航空機で代替することにより、CO₂排出量を大幅削減するとともに、非常時を含めた過疎地域等における物流網の維持等に貢献する。

取組の認知とともに、導入機数増加により購入経費も低廉化させ、自立的な導入を促し、過疎地域等のCO₂排出量の削減及び物流の効率化・省人化を推進する

2. 事業内容

- 少子高齢化の進展等我が国の社会構造が変化していく中、特に過疎地域等では、輸配送の効率を向上させるとともに、生活の利便を改善することに加え、災害時等にも活用可能な新たな物流手段として、無人航空機が期待されている。
- 無人航空機を活用した物流は市場開拓途上であるため、無人航空機を活用した物流の実施に係る高額な初期コスト等が障壁となっている。
- このため、無人航空機等の導入等を支援することで、地域ニーズに対応した新たな低炭素型物流の実現、生活の利便の抜本的改善、非常時を含めた物流の維持を図ることで、地域循環共生圏の構築に貢献する。

<事業概要>

(1) 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化補助事業
事業性が見込まれる無人航空機を活用した物流低炭素化に向けた計画策定
無人航空機を活用した物流の実用化に必要な機材・設備等の導入・改修

化石燃料に頼らないドローン等の導入に対する補助の場合は補助率を2/3

(2) CO₂削減に資する無人航空機等を活用した配達実用化推進調査委託事業
補助事業における課題を洗い出し、その解決方策を取りまとめるとともに、レベル4を見据えた実証事業を実施する。これらの結果を事業成果報告書として策定し、セミナー等の開催により周知を実施する。

3. 事業スキーム

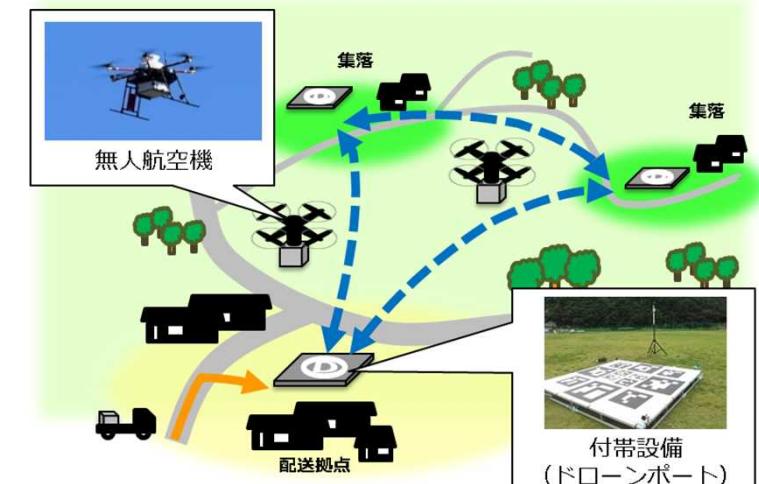
事業形態
{ 1) 間接補助事業 (定額、 補助率1/2(2/3))
{ 2) 委託事業

補助対象
(1) 地方公共団体と共同申請する民間事業者・団体等
(2) 民間事業者

実施期間
令和2年度～令和4年度

4. 事業イメージ

過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化



付帯設備及びドローン物流システムの例



空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



【令和4年度予算（案） 1,315百万円（新規）】
【令和3年度補正予算（案） 1,050百万円】



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、空港・港湾・海事分野の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

空港の再エネ拠点化・CO₂排出削減、港湾区域の脱炭素化に配慮した機能強化、海事分野の脱炭素化に必要不可欠なガス燃料船の省CO₂製造プロセスの実現により、空港・港湾・海事分野の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

（1）空港における脱炭素化促進事業

- 空港におけるカーボンニュートラル化実施計画策定支援
- 空港における再エネ活用型GPU等導入支援

（2）港湾における脱炭素化促進事業

- 再エネ電源を用いた港湾施設設備支援

（3）海事分野における脱炭素化促進事業

- ガス燃料タンク等の重要構成部品の省CO₂に資する製造プロセスの実現
に係る設備投資支援

3. 事業スキーム

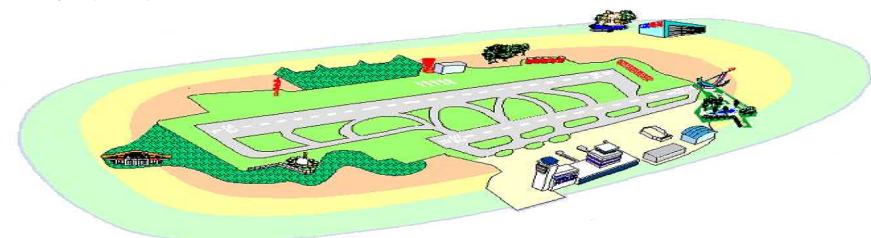
事業形態 委託事業 / 間接補助事業 / 直接補助事業

委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

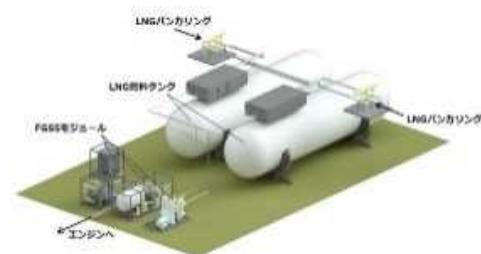
実施期間 令和4年度～令和5年度

4. 事業イメージ

空港分野



港湾分野



海事分野

空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業のうち、

(1) 空港における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



空港の再エネ拠点化及び省エネ化によるカーボンニュートラルに向けた取組を支援します。

1. 事業目的

空港内及び空港周辺の未利用地を有効活用した太陽光発電・蓄電池の導入と、空港施設・空港車両や航空機からのCO2排出削減を組み合わせることで、空港におけるカーボンニュートラル化を実現し、さらには地域の脱炭素化と防災性の向上にも貢献する。

2. 事業内容

空港では、2030年に太陽光パネル2,300ha設置を目指としており、我が国の再エネ主力化にも大きな貢献が期待できる分野である。この太陽光発電を軸として、空港施設等からのCO2排出削減を進め、空港全体の脱炭素化を実現する。空港の再エネ拠点化は、災害時の電力供給を通じて、地域の防災性の向上にも貢献する。

空港におけるカーボンニュートラル化実施計画策定支援（委託）

太陽光発電・蓄電池の導入、空港車両のEV・FCV化、GPU（地上動力装置）の導入等による国内空港の脱炭素化に向けて、事業主体・採算性・空港関係者の連携強化等の検討を行い、各空港の特性に応じた具体的な計画の策定及び事業体制の構築を行う。

空港における再エネ活用型GPU等導入支援（補助）

駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）から空港の再エネ由来電力の活用が可能なGPU等に切り替え、利用を促進することで、空港のカーボンニュートラル化に貢献する。

3. 事業スキーム

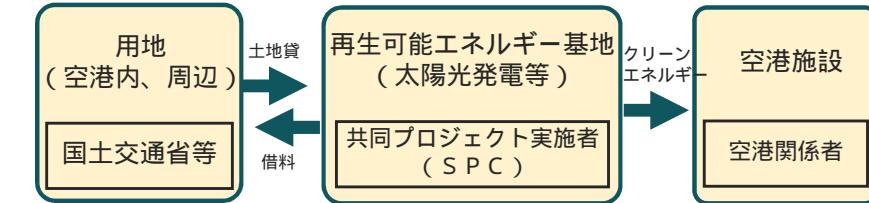
事業形態 委託 間接補助事業（補助率1/2）

委託、補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

実施期間 令和4年度～令和5年度

4. 事業イメージ

【事業体制のイメージ】



【空港におけるカーボンニュートラル化のイメージ】



(2) 港湾における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



港湾の脱炭素化に配慮した機能強化を通じてカーボンニュートラルポートの形成を図ります。

1. 事業目的

我が国の輸出入の99.6%を取り扱い、CO₂排出量の約6割を占める産業の多くが立地する港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能とすることでカーボンニュートラルポートの形成を促進する。

2. 事業内容

脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じたカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を促進するため、港湾において荷さばき施設等の導入を支援する。

再エネ電源を用いた港湾施設設備支援（補助）

コンテナターミナル等においてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型トランスクレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア等の荷役機械、接岸中の船舶へ電力を供給する設備等の導入を支援することにより、港湾のカーボンニュートラル化を促進する。

3. 事業スキーム

事業形態

間接補助事業（自立型電源、電力供給設備…補助率：1/3、ハイブリッド型トランスクレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア…補助率：定額）

補助対象

民間事業者・団体、地方公共団体等

実施期間

令和4年度～令和5年度

4. 事業イメージ



ハイブリッド型トランスクレーン



ハイブリッド型ストラドルキャリア



自立型電源
(蓄電池設備含む)



電力供給設備

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



【令和4年度予算（案） 3,700百万円（4,000百万円）】



工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

2030年削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。

(先導的な脱炭素化に向けた取組：削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ)脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

2. 事業内容

脱炭素化促進計画策定支援（補助率：1/2、補助上限 100万円）

CO₂排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO₂排出量削減余地診断に基づく「脱炭素化促進計画」の策定を支援

設備更新補助（補助率：1/3）

A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限1億円）

工場・事業場単位で15%以上削減又は主要なシステム系統で30%以上削減

B. 主要なシステム系統でi)～iii) の全てを満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限5億円）

）電化・燃料転換

）CO₂排出量を4,000t-CO₂/年以上削減

）CO₂排出量を30%以上削減

目標遵守状況の把握、事例分析等

参加事業者のCO₂排出量等の管理等、実践例の分析・横展開の方策検討

3. 事業スキーム

事業形態 ~ 間接補助事業（補助率1/2、補助率1/3）、委託事業

補助・委託先 民間事業者・団体

実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）



【令和4年度予算（案） 12,500百万円（10,387百万円）】

優れた脱炭素技術等の導入、技術のシステム化や複数技術のパッケージ化、再エネ水素利活用等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を推進

1. 事業目的

パリ協定、「脱炭素インフライニシアティブ」に基づき、優れた脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO₂排出削減を実現するとともに、その削減分により我が国の2030年目標達成に貢献。また、優れた脱炭素技術等の途上国等における水平展開を促進し、地球規模での排出削減に貢献するとともに、海外の脱炭素技術等の市場を拡大。我が国の質の高い脱炭素技術・製品を、システム・複数技術パッケージ化して相手国向けにカスタマイズ。再エネが豊富な第三国と協力し、再エネ由来水素の製造、島嶼国等への輸送・利活用等を促進。

2. 事業内容

二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）

パリ協定の目標達成のためには、途上国を含む世界全体の大幅な排出削減が必要。パリ協定6条に基づく市場メカニズムとしてのJCMにより、民間活力を活用し、優れた脱炭素技術等を導入するプロジェクトに対し支援を行うことや地域的な展開等も視野に官民連携をさらに強化・拡充することにより、途上国の脱炭素社会への移行等を実現。

コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業

我が国の優れた脱炭素製品・サービスの相手国に適したリノベーションを実施。エネルギー管理システムや遠隔操作などのデジタル化・IoT化を促進。

脱炭素に向けた水素製造・利活用第三国連携事業

再エネが豊富な第三国と協力し、再エネ由来水素の製造、島嶼国等への輸送・利活用等を促進することで途上国の脱炭素社会への移行等を実現。

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（補助率：1/2以内）、間接補助事業（補助率：2/3以内）、間接補助事業（補助率：1/2以内）

補助対象 ~ 補助事業：民間事業者・団体等

実施期間 平成25年度～令和12年度、令和元年度～5年度
令和3年度～5年度

お問合せ先：

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 電話：03-5521-8246、 環境省 地球環境局 国際協力・環境インフラ戦略室 電話：03-5521-8248
環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策担当参事官室 電話：03-5520-8330、 環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

4. 事業イメージ

のスキーム及び脱炭素技術の設備・機器の導入例

非営利団体(執行団体)

50%を上限として初期コストの補助

(補助率低減等によりコスト低減及び自立的普及を促進)

国際コンソーシアム
(日本法人・外国法人で構成)

投資・事業化

JCMプロジェクト

GHG削減量の特定
クレジットの発行

MRV



高効率変圧器



高効率冷凍機



太陽光発電



廃棄物発電

の例：離島での再エネと蓄電池を制御するEMS開発



従来はディーゼル発電機に依存していたところ、再エネ電力の安定供給を実証し、他国へ展開とともに我が国へ還元。国際的なCO₂削減へ

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和4年度予算（案）800百万円（1,200百万円）】

【令和3年度補正予算（案）1,650百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から、体制構築（地域新電力等の設立）、事業性確認のための現地調査を支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習、促進エリア設定の事例や合意形成手法等のガイド作成、また地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

3. 事業スキーム

事業形態 (1)間接補助（定率）、(2)間接補助（定率）、(3)委託事業

補助・委託対象 (1) 地方公共団体、地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2)地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）(3)民間事業者・団体等

実施期間 令和3年度～令和5年度 (1) は令和4年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現



(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

お問合せ先： 環境省大臣官房 環境計画課 電話：03-5521-8234、環境影響評価課 電話：03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、



(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入の道筋を明確にすることに加えて、地域での公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

2. 事業内容

2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。

円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネの利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討等を支援する。

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助 定率 3 / 4

補助対象 地方公共団体、 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

実施期間 令和3年度～令和5年度 (1) は令和4年度～

4. 事業イメージ



出典:長野県気候危機突破方針



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、



(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネ導入により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築、及び事業の実施・運営体制の構築と一緒に実施する事業実施予定区域の予備的調査を支援する。

2. 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域の再エネ設備の導入等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築する以下の業務について支援を行う。

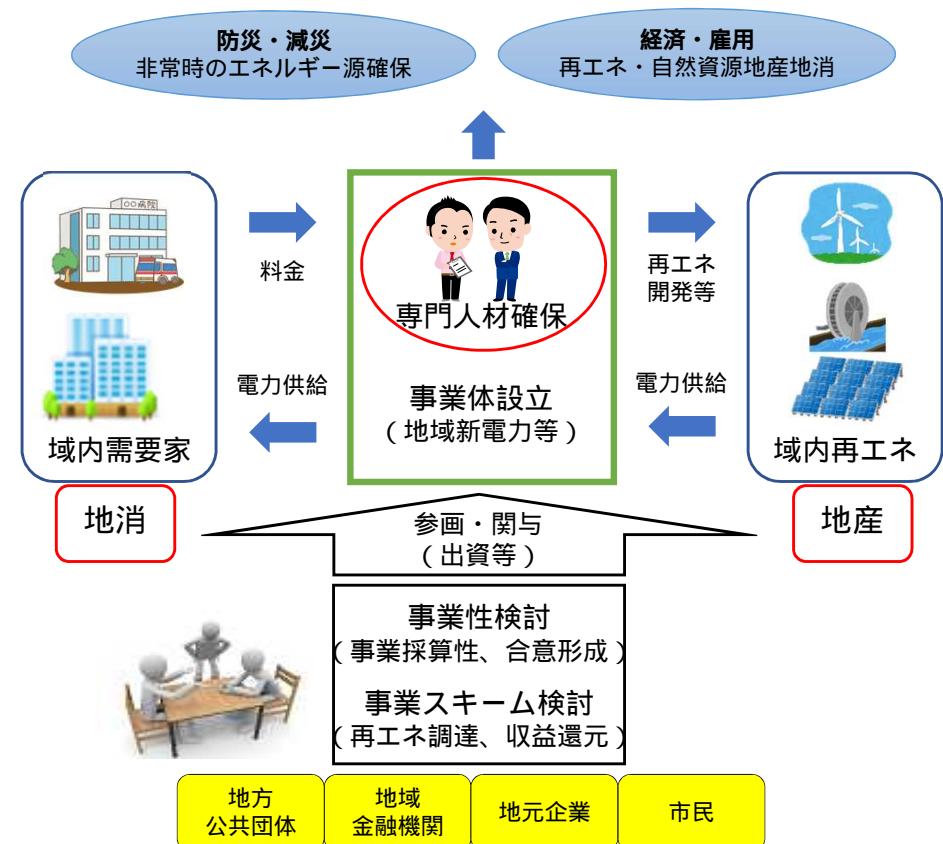
- ・事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内の需要確保、収益の地域還元方法）
- ・事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
- ・事業体（地域新電力等）設立に必要な需給管理システム、顧客管理体制の構築等
- ・専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）
- ・事業の実施・運営体制の構築に必要な予備的な実地調査（例：再エネ設備導入予定の区域における設備導入に必要な自然的条件等に関する予備的調査）

<補助率について>事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出
地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、
地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は2 / 3
地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合1 / 2
上記以外の場合1 / 3

3. 事業スキーム

事業形態	間接補助（定率2 / 3、1 / 2、1 / 3）
補助対象	地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
実施期間	令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和4年度予算（案） 2,000百万円（5,000百万円）】

【令和3年度補正予算（案） 7,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設¹への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助²。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再エネ設備等の費用低減を促進。

1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

2 補助率は、都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3 （注）共同申請する民間事業者も同様

3 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2（電気事業法上の離島は2/3）×4万円/kWhを補助（上限あり）。

：再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

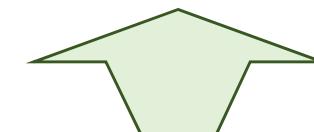
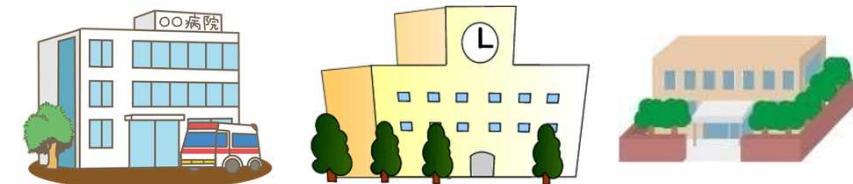
事業形態 間接補助事業 補助率1/3、1/2又は2/3 1/2（上限：500万円/件）

補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）

実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化

再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄エネ設備



省CO2型設備等



グリーンボンド等促進体制整備支援事業



【令和4年度予算（案）400百万円（500百万円）】

グリーンボンド等の発行等支援を行う者を登録・公表し、発行等に要する追加コストを補助制度により支援します。

1. 事業目的

グリーンボンド、グリーン性を有するサステナビリティボンド、グリーンローン(以下、グリーンボンド等)の自律的な市場形成・発展に向けて、発行・調達支援体制を整備する。

グリーンボンド等の発行等・投融資を促進することで、グリーンボンド等により企業や自治体が調達した資金を活用して効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

2. 事業内容

2050年カーボンニュートラル達成のためには、民間資金を脱炭素化事業（再エネ、省エネ等）に大量導入していくことが不可欠。その有効なツールとして我が国においてもグリーンボンド・サステナビリティボンド・グリーンローン等の発行等事例は増えてきているものの、通常の債券発行/借入手続に加え、グリーンボンド等フレームワークの検討・策定・運用・評価が必要となることから、グリーンボンド等の発行等支援体制を整備し、グリーンボンド等の発行等・投融資を促進することで、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。具体的には、以下の事業を行う。

- ・ グリーンボンド等の発行等支援を行う者の登録・公表を行う。
- ・ グリーンボンド等の発行等を行おうとする者（企業・自治体）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

事業形態 委託事業

委託先 非営利団体等

実施期間 平成30年度～令和4年度

事業形態

補助対象

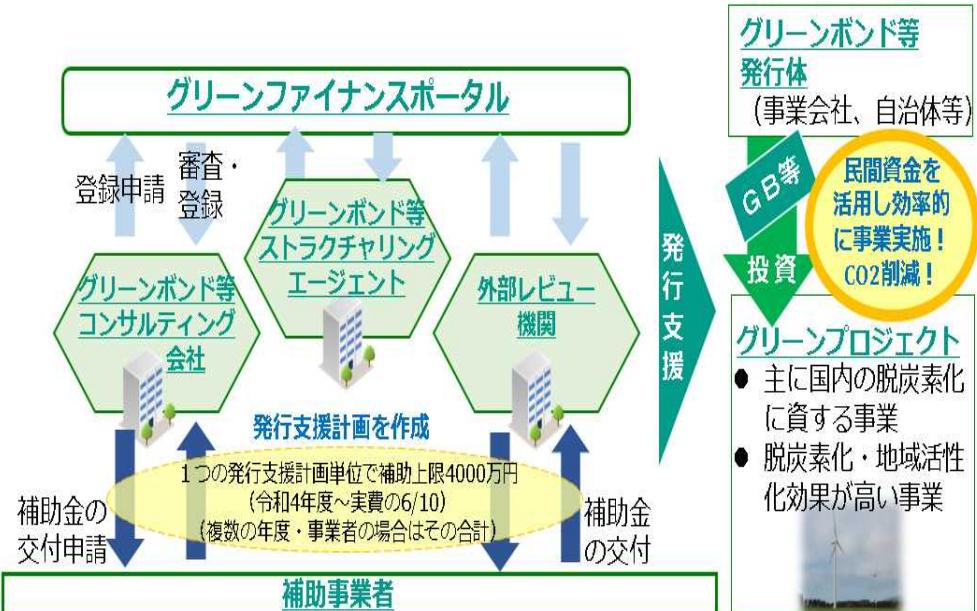
実施期間

間接補助事業（補助率6/10、上限40百万円）

民間事業者・団体等（登録を受けた発行等支援者）

平成30年度～令和4年度

4. 事業イメージ



【令和4年度予算（案）487百万円（1,000百万円）】

脱炭素に向けた戦略策定やESG融資に積極的に取組む地域金融機関を支援し、脱炭素化に向けた投資を促進します。

1. 事業目的

脱炭素社会の実現に向けては、民間資金の大量動員が必要。特に地域脱炭素の観点から、地域における間接金融の担い手である地域金融機関にアプローチし、地域金融機関自らの脱炭素化に関する取組を促す。

地域金融機関による脱炭素の観点からのESG融資を拡げ、民間資金による脱炭素事業への投資拡大を促進する。

2. 事業内容

地域脱炭素融資促進利子補給事業 新規

投融資を通じた地域の脱炭素化に積極的に取組む地域金融機関 を対象に、地球温暖化対策のための設備投資に対する融資について、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

TCFDへの賛同を表明する地方銀行及びに“E”に着目したESG融資に関する数値目標を設定する信用金庫又は信用組合

融資利率の範囲		利子補給利率
1.3%	融資利率	利子補給利率 = 1.0%
0.3%	融資利率 < 1.3%	利子補給利率 = 融資利率 - 0.3%
融資利率 < 0.3%		対象外

環境リスク調査融資促進利子補給事業 継続案件のみ

地域ESG融資促進利子補給事業 継続案件のみ

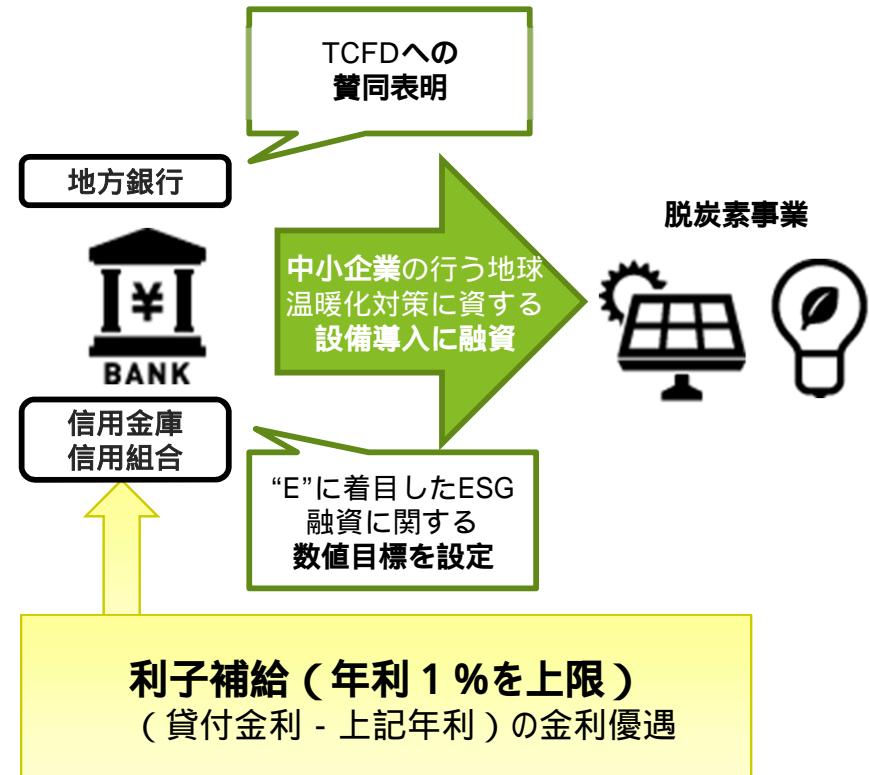
3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（利子補給利率：年利1.0%を限度）

補助対象 金融機関

実施期間 平成25年度～令和6年度

4. 事業イメージ



脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業



【令和4年度予算(案) 1,325百万円(1,400百万円)】



脱炭素機器のリース料低減を通じてESGリースの取組を促進し、サプライチェーン全体での脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

- (1) リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大に繋げる。
- (2) サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等をサポートする。

2. 事業内容

中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合、次の(1)～(2)に基づき、脱炭素機器の種類に応じて総リース料の一定割合を補助する。

(1) リース会社がESGを考慮した取組を実施している場合

ESG関連の専門部署設置や専任者等を配置し、組織的な体制を構築している。等
ESGについて、目標・方針設定、戦略策定等を行い、公表している。等

(2) サプライチェーン上の脱炭素化に資する取組を実施している場合

サプライチェーン全体として、トップティア等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。等

サプライチェーン全体として、パリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しておりサプライチェーン内の中小企業がその達成に向けて取り組んでいる。等

3. 事業スキーム

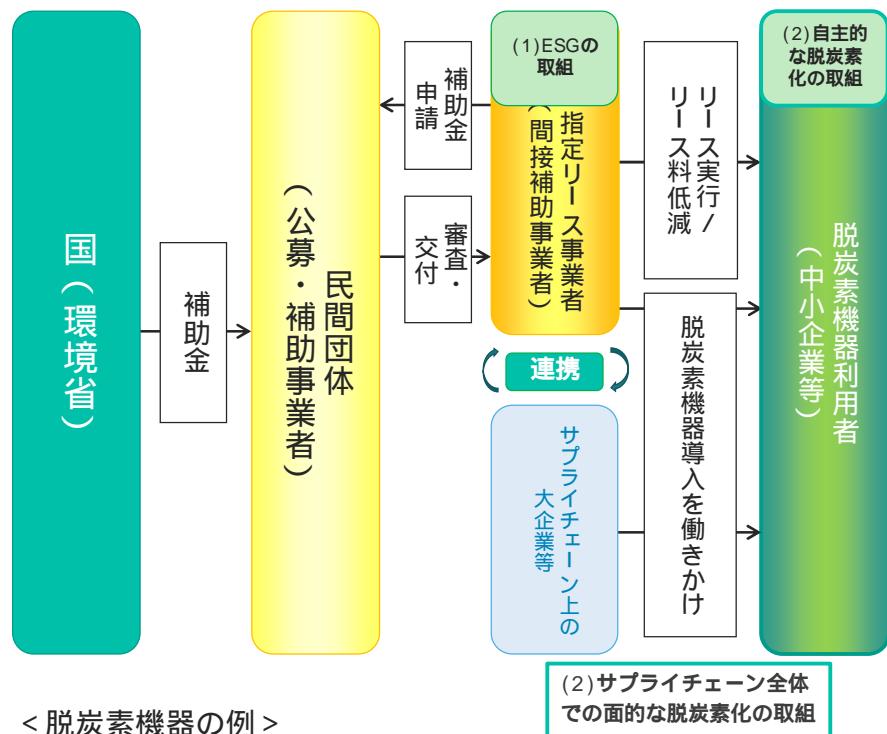
事業形態 間接補助事業（補助率は下表のとおり）

(1) リース会社のESGの取組		(2) サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組	
特に優良な取組	の率に対して + 1 %	特に優良な取組	の率に対して + 1 %
総リース料の 1 ~ 4 %		総リース料の 1 ~ 4 %	

補助対象 民間事業者・団体

実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



<脱炭素機器の例>

工作機械、プレス機械、空調用設備、EV（電気自動車）、FCV（燃料電池車）、射出成形機、分析機器、医療機器、等

- 1 我が国循環産業の国際展開による脱炭素化支援事業



【令和4年度予算（案） 178百万円（ 253百万円 ）】



相手国自治体との協力による上流側へのアプローチ等を通じた案件形成や民間事業者の実現可能性調査の実施支援。
高効率の廃棄物・リサイクル技術を活用して世界全体での温室効果ガス削減し、脱炭素社会への移行に貢献

1. 事業目的

相手国のニーズに基づく、公共調達にいたるまでの上流側へのアプローチを通じた案件形成の促進
民間事業者が実施する事業性等の調査への支援を通じた循環産業の国際展開
以上により、温室効果ガスの排出削減と効率的な廃棄物処理・リサイクル技術の導入を加速化

2. 事業内容

廃棄物インフラ案件の形成に向けた対象国での発注支援等（委託）

PPPスキーム等による廃棄物発電等事業の実施に当たり、発電効率や安定性等の質の高さが確実に評価されるよう、発注や契約に関するノウハウを持った支援機関による助言や、準備段階の実現可能性調査の支援を実施。

廃棄物・リサイクル技術の展開に向けた実現可能性調査等支援

（補助 補助率：【大企業】1/2、【中小企業】2/3）

先進的な廃棄物発電等事業の国際展開に向けて、廃棄物分野の二国間協力や自治体間連携、CO₂削減効果等を考慮しつつ、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査、事業性評価等の実現可能性調査を補助。

これらの事業を通じて廃棄物・リサイクル分野での案件を組成し、JCM補助事業やJCM日本基金等を活用した脱炭素化への移行に貢献。

3. 事業スキーム

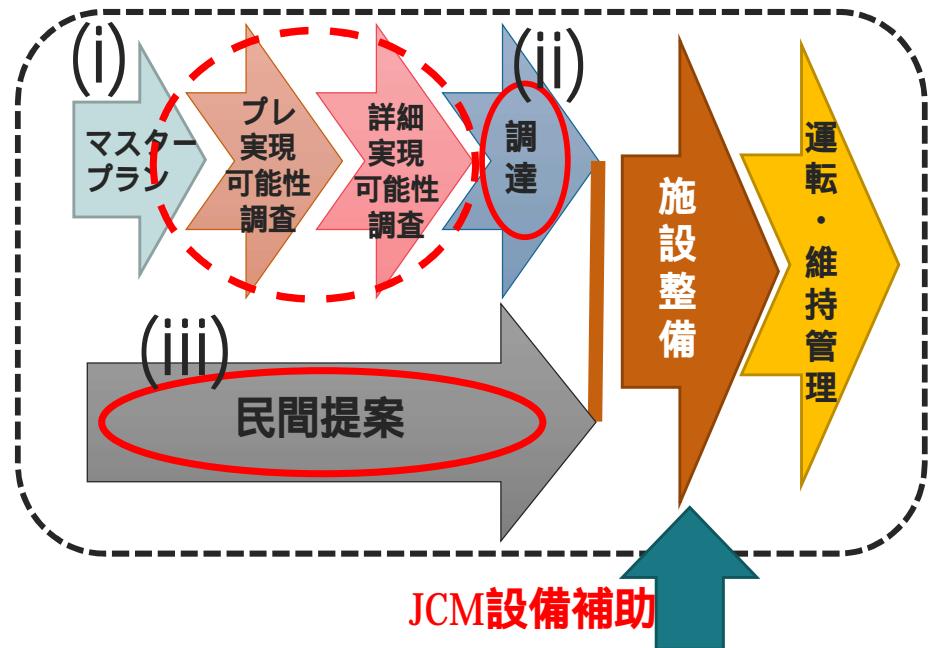
事業形態 間接補助事業（補助率：大企業1/2・中小企業2/3） 委託事業

■ 委託先 民間事業者等 ■ 補助対象 民間事業者等

実施期間 平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ

相手国自治体での廃棄物処理施設導入プロセス



() ()は の委託事業

()は の補助事業により実施

脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業



【令和4年度予算（案）5,000百万円（4,300百万円）】

【令和3年度補正予算（案）5,000百万円】

リサイクル設備・再生可能資源由来素材等の製造設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年6月成立）および「今後のプラスチック資源循環のあり方について」（令和3年1月決定）に掲げるプラスチック資源循環政策実現のため、国内におけるプラスチック循環利用の高度化・従来の化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材（バイオマス・生分解プラスチック、セルロース等）の製造に係る省CO₂型設備の導入支援を行います。
- さらに、今後の再エネ主力化に向け排出が増加する太陽光発電設備や高電圧蓄電池等、実証事業等において資源循環高度化が確認されている省CO₂型リサイクル設備への支援を行います。
- これにより、コロナ禍における新しい生活様式下でのプラスチック使用量増加にも対応した持続可能な素材転換に向けて、国内の生産体制強靭化を図ります。

2. 事業内容

- 省CO₂型のプラスチック高度リサイクル・再生可能資源由来素材の製造設備への補助

<設備例>



<石油精製所を活用したリサイクル設備>

<バイオマスプラスチック製造設備>

- 省CO₂型の再エネ関連製品等リサイクル高度化設備への補助

<設備例>



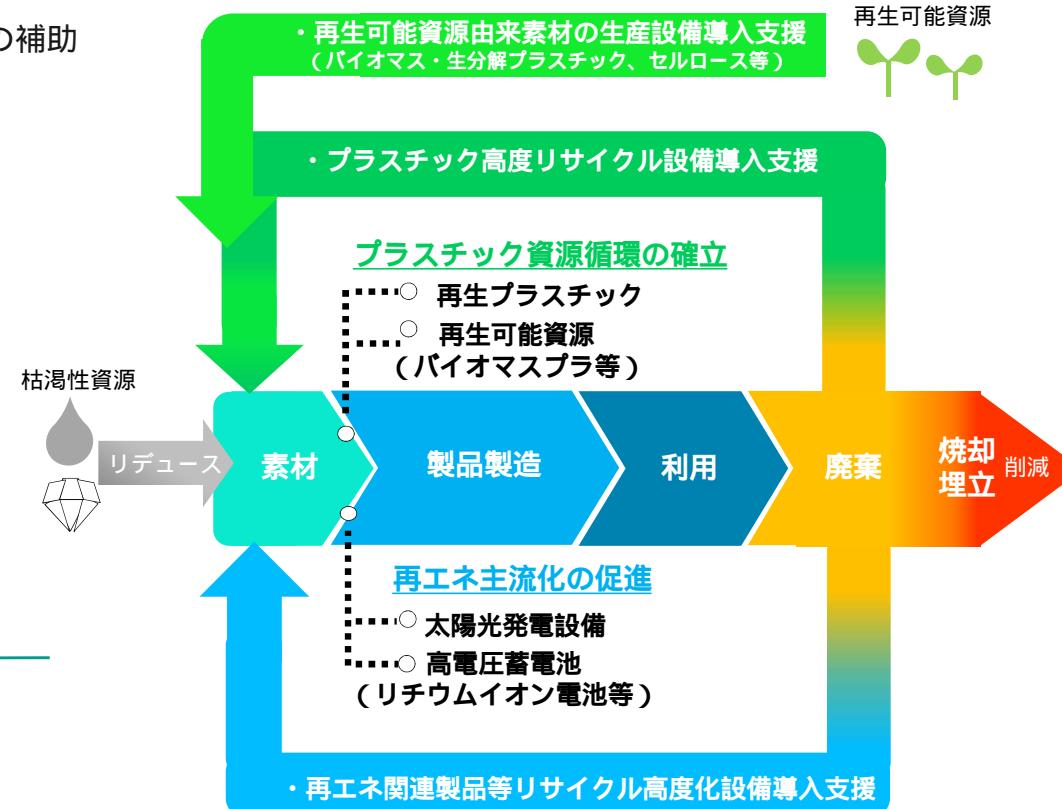
<Li-ion電池リサイクル設備>

<太陽光発電設備リサイクル設備>

3. 事業スキーム

事業形態	間接補助事業（補助率1/3、1/2）
補助対象	民間団体等
実施期間	令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業



【令和4年度予算（案）3,600百万円（3,600百万円）】

プラスチック等の化石資源由来素材からの代替素材への転換・社会実装、リサイクルプロセス構築・省CO₂化を支援します。

1. 事業目的

海洋プラ問題、資源廃棄物制約、温暖化対策等の観点から、プラスチックの海洋汚染低減、プラスチック等の化石資源由来素材の3Rや再生可能資源転換が求められています。

「プラスチック資源循環戦略」、「地球温暖化対策計画」、「バイオプラスチック導入口ードマップ」、「プラスチック資源循環法」に基づき、プラスチック等の化石資源由来素材の「代替素材への転換」、「リサイクルプロセス構築・省CO₂化」、「海洋生分解素材への転換・リサイクル技術」を支援し、低炭素社会構築に資するシステム構築を加速化します。

2. 事業内容

化石由来資源を代替する省CO₂型バイオプラスチック等 (再生可能資源)への転換・社会実装化実証事業

バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF等のプラスチック等の化石資源由来素材の代替素材の省CO₂型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、製品プラスチック・容器包装や、海洋流出が懸念されるマイクロビーズ等の再生可能資源等への転換・社会実装化を推進。

プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO₂化実証事業

複合素材プラスチック、廃油等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO₂化を推進。

3. 事業スキーム

事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）

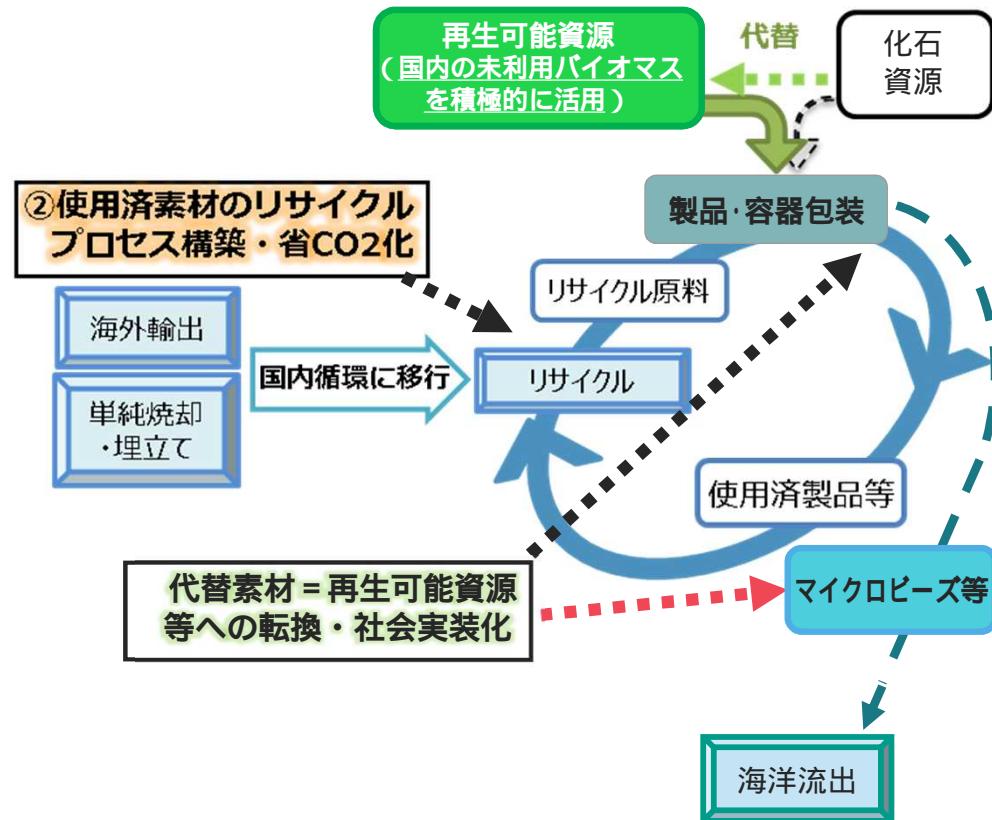
対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等

実施期間 令和元年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話：03-5501-3153
水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-6205-4938

廃棄物規制課 電話：03-6205-4903

4. 事業イメージ



廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圈構築促進事業



【令和4年度予算（案）21,530百万円（25,950百万円）】

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を支援します。

1. 事業目的

廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO₂の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

2. 事業内容

近年、気象灾害が激甚化しており、台風や豪雨等により大きな被害がもたらされている。今後、気候変動により更に災害リスクが高まると予測されており、「気候変動×防災」の観点で災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての喫緊の課題となっていることから、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入や省エネ効果に優れた先進的設備の導入支援が必要である。具体的に、以下の事業の一部を補助する。

(1) 交付金

- 新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3交付
- 改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）：1/2交付
- 計画・調査策定（計画支援・集約化等）：1/3交付

(2) 補助金

- 新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3補助
- 改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2補助
- 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2補助
(災害時の非常用電源となるEV収集車・船舶：差額の3/4補助、蓄電池：1/2補助)
- 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利用するための設備：1/2補助
- 廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助

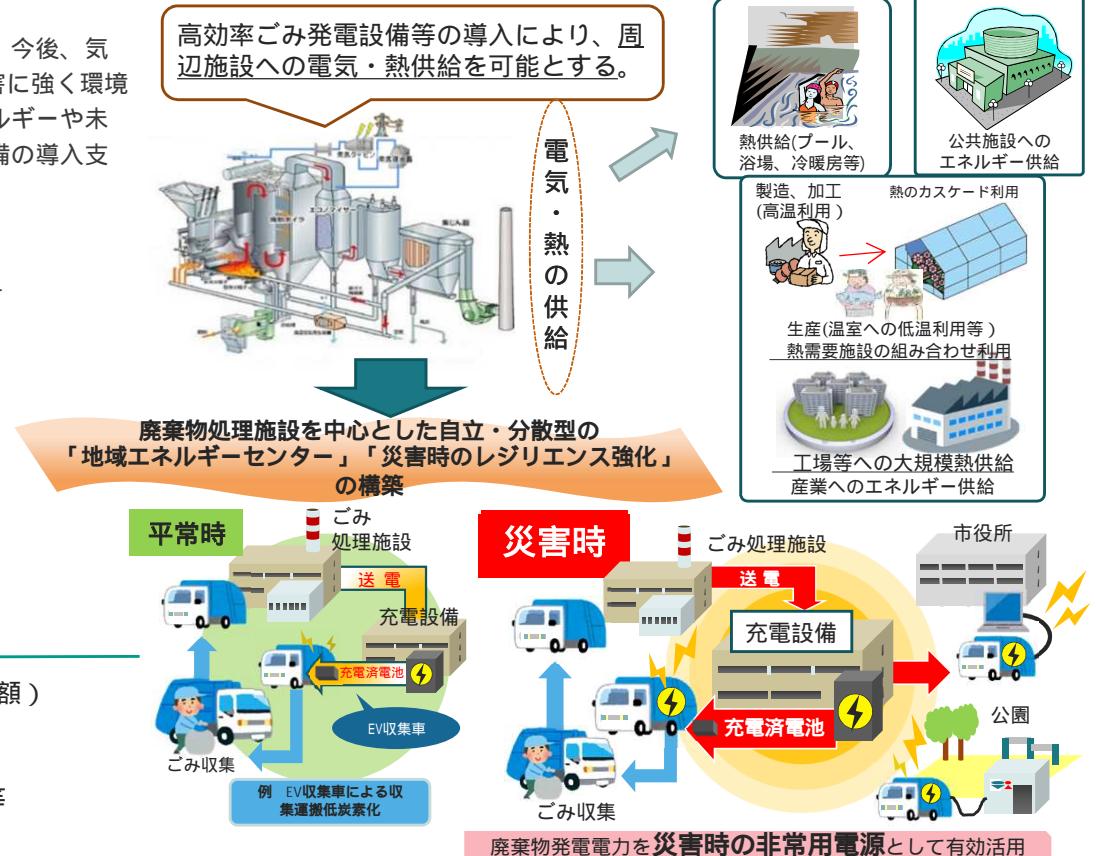
3. 事業スキーム

事業形態	交付金・間接補助事業（交付・補助率1/2、1/3、差額の3/4、定額）
対象	上記2.(1)、(2) エネルギー供給側：市町村等 エネルギー需要側：市町村等・民間団体等
実施期間	平成27年度～

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

電話：03-5521-9273

4. 事業イメージ



廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業



【令和4年度予算（案）2,000百万円（2,000百万円）】環境省

廃棄物エネルギーの有効活用等により、地域循環共生圏構築に資する廃棄物処理事業を支援します。

1. 事業目的

廃棄物エネルギーを有効活用（発電等）等することで化石燃料の使用量を削減し、社会全体での脱炭素化を進める。災害廃棄物の受入に関する地元自治体との協定の締結や地元産業へのエネルギー供給を交付の条件とすることなどにより、低炭素化以外の政策目的の達成を図り、地域循環共生圏の構築を促進する。

2. 事業内容

（1）廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業

廃棄物エネルギーを有効活用し社会全体での脱炭素化に資する事業のうち、地元自治体と災害廃棄物受入等に関する協定を結ぶことで地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域の活性化や地域外への資金流出防止等に資する以下の事業を支援する。

廃熱を高効率で熱回収する設備（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設置・改良（熱や電気を施設外でも確実に利用すること）

廃棄物から燃料を製造する設備（製造した燃料が確実に使用されること）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良

（2）中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

PCBが使用されている古い照明器具は、災害時に有害な廃棄物となりうるとともに漏洩等により周辺の生活環境を害する可能性がある。PCB使用照明器具のLED照明への交換事業のうち、発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減、省エネによるGHG排出削減、地域外への資金流出防止等の政策目的を同時に達成することが確実な事業に対し、PCB使用照明器具の有無の調査及び交換する費用の一部を補助する（中小企業等限定。リースによる導入も補助対象）。

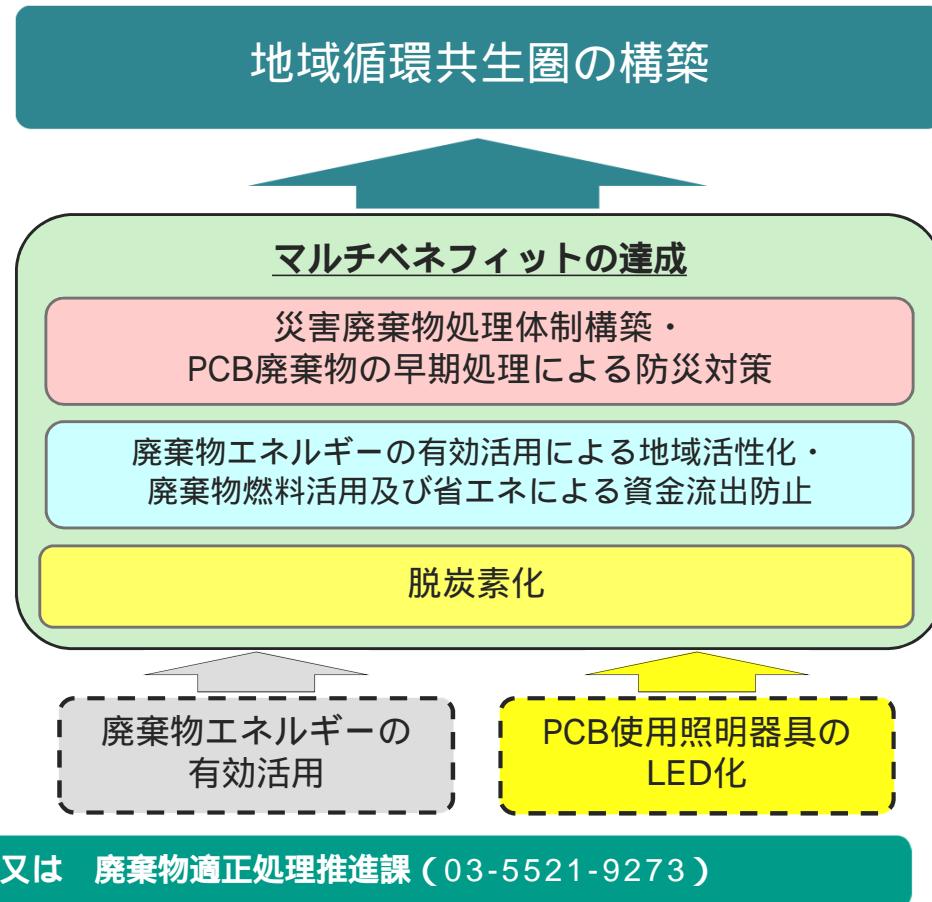
3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 10）

対象 （1）民間事業者・団体、（2）中小企業等

実施期間 （1）令和2～6年度、（2）令和2～4年度

4. 事業イメージ



浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和4年度予算（案）1,800百万円（新規）】 環境省
浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率プロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO₂削減を図る。

2. 事業内容

中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入を行うことにより、大幅なCO₂削減を図る事業を支援する。

既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率プロワ等）への改修とともにプロア稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする
- ・改修によって当該機器のCO₂排出量を20%以上削減

既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ基準による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする
- ・交換によって既設浄化槽のCO₂排出量を46%以上削減（同規模交換時。さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択）

中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- ・上記 又は と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

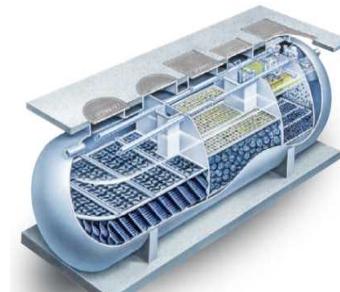
3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（補助率：1 / 2）

補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

実施期間 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽



高効率プロワ



スクリーン



インバータ制御



再生可能エネルギー設備

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（国土交通省・経済産業省連携事業）



【令和4年度予算（案）1,000百万円（1,000百万円）】

EV/HV/天然ガストラック・バスの導入及び充電インフラの整備を支援します。

1. 事業目的

現状で高コストのEV/HVトラック・バスおよび充電インフラへ補助を行い、普及初期の導入加速を支援。
将来カーボンニュートラル化の期待される天然ガス自動車への導入支援を実施し、長距離配送車の低炭素化を支援。
実証用電動トラック/バスモデル実証事業を実施し、国内商用車メーカーの市場参入を支援。

2. 事業内容

EVトラック・バス、HVトラックバス導入支援事業

EVトラック・バスや、一定の燃費性能を満たすHVトラック・バスの購入に対して、標準的な車両との差額分を支援するとともに、セットで充電インフラ整備への補助を行う。

天然ガストラック導入支援事業

将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される長距離配送用天然ガストラックに対して、標準的な車両との差額分を支援する。

EVトラック・バスにおける性能評価実証事業

ユースケース分析結果を踏まえ、EVトラックおよびバスにおける性能評価実証事業を実施、電動車両市場拡大を図る。

補助対象の充電設備：事業者の敷地等に設置された、普通・急速充電設備

3. 事業スキーム

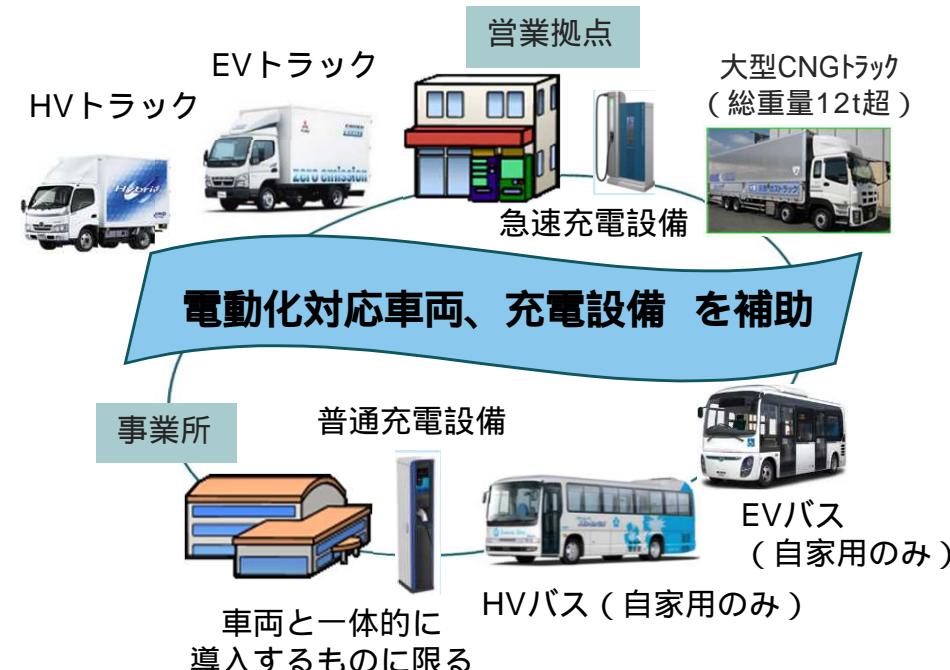
事業形態 間接補助事業（補助率 1/2、2/3）、委託事業

委託先及び補助対象 地方公共団体、民間団体等（所有事業者に限る）

実施期間 令和元年度～令和5年度

4.

補助額：標準的燃費水準車両との差額の1/2（HV・PHV・NGV）又は2/3(EV)
電気自動車用充電設備の導入費用の1/2



低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業（国土交通省連携事業）



【令和4年度予算（案）2,965百万円（2,965百万円）】

ディーゼルトラックの低炭素化や事業所全体でのCO₂削減を図ります。

1. 事業目的

資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO₂削減効果の高いトラックへの買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進する。
事業者に対してエコドライブ等を促し、事業所全体での低炭素化を進める。

2. 事業内容

2030年目標達成に向け、運輸部門のCO₂排出量の3割を占めるトラックについては、性能面やコスト面の課題から、当面、保有車の9割程度をディーゼル車が占めると予想されており、特に資力の乏しい中小トラック運送業者においては、より低炭素なトラックへの買い替えが困難と考えられることから、一定の燃費性能を満たすディーゼルトラックの導入を補助する。

年度	トラック販売比率		トラック中 ディーゼル車 保有比率
	電動車	ディーゼル車	
2012年	0.3%	99.7%	99.8%
2020年	8.2%	91.8%	96.8%
2030年	16.6%	83.4%	88.6%

2030年時点でトラック保有車の約7~8割をディーゼル車が占めるものと推計。

ディーゼル保有車の燃費水準の改善・低炭素化が必要

次世代型車両：ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車（平成27年度自動車由来CO₂排出量削減方策検討調査の試算）

3. 事業スキーム

事業形態 間接補助事業（1/2～1/4）

補助対象 民間事業者（中小トラック運送業者に限る）

実施期間 令和2年度～令和4年度

4.

補助額：標準的燃費水準車両との差額の1/2（買い替え）又は1/3（新規購入）

大型トラックの+5%燃費改善にあっては、買い替えを1/3、新規購入を1/4とする。

補助要件：小型・中型のディーゼル：燃費基準+10%以上
大型のディーゼル：燃費基準+5%以上

	現行燃費基準			
	達成	+ 5%	+ 10%	+ 15%
小型	×	×		
中型	×	×		
大型	×			

+ 事業所全体でのエコドライブの実施等



低炭素型
ディーゼルトラック